

板倉町予算決算常任委員会

議事日程（第3号）

平成27年9月17日（木）午前9時開会

1. 開 会
2. 挨 拶
3. 審査事項
 - (1) 平成26年度板倉町一般会計決算及び特別会計決算について
 1. 環境水道課
環境係 / 上下水道係
 - ①決算説明
 - ②質疑
 2. 会 計 課
会計係
 - ①決算説明
 - ②質疑
 3. 健康介護課
介護高齢係 / 保険医療係 / 健康推進係
 - ①決算説明
 - ②質疑
 - (2) その他
4. 閉 会

○出席委員（12名）

委員長	今 村 好 市 君	副委員長	亀 井 伝 吉 君
委員	小 林 武 雄 君	委員	針ヶ谷 稔 也 君
委員	本 間 清 君	委員	島 田 麻 紀 さん
委員	荒 井 英 世 君	委員	小 森 谷 幸 雄 君
委員	延 山 宗 一 君	委員	黒 野 一 郎 君
委員	市 川 初 江 さん	委員	青 木 秀 夫 君

○欠席委員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

環境水道課長 荻 野 恭 司 君

環 境 係 長	星 野 一 男 君
上 下 水 道 係 長	福 知 光 徳 君
会 計 課 長	山 口 秀 雄 君
兼 会 計 係 長	
健 康 介 護 課 長	落 合 均 君
介 護 高 齡 係 長	小 野 寺 雅 明 君
保 險 医 療 係 長	高 橋 徳 男 君
健 康 推 進 係 長	松 村 愛 子 さん

○職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	根 岸 光 男
庶 務 議 事 係 長	川 野 辺 晴 男

開 会 (午前 8時55分)

○開会の宣告

○事務局長(根岸光男君) それでは、ただいまより予算決算常任委員会の決算審議を始めさせていただきます。

○委員長挨拶

○事務局長(根岸光男君) 今村委員長、挨拶をしていただき、座長になっていただいで進行お願いいたします。

○委員長(今村好市君) おはようございます。大変お疲れのところ、ご苦労さまでございます。

本日につきましては、3日目ということで折り返しに入っておりますが、環境水道課、会計課、健康介護課の決算の審査を本日は行いたいというふうに思っております。

最初に、環境水道課のほうからお願いをしたいと思います。説明については、できるだけ要点説明をしていただいて、質疑を通して審議を深められればというふうに考えておりますので、どうぞ協力いただきたいと思っております。

○認定第1号 平成26年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について

○委員長(今村好市君) それでは、環境水道課のほうから説明をお願いいたします。

○環境水道課長(荻野恭司君) おはようございます。大変お世話になります。環境水道課の荻野です。

初めに、私から係別に主な事業につきまして、決算書により歳入を中心にその概略を説明いたします。詳細につきましては、各担当係長よりご説明申し上げますので、よろしくをお願いいたします。

環境水道課につきましては、環境係と上下水道係、この2つの係が配置されております。まず、環境係でございますが、環境保全、一般廃棄物の処理、犬の登録、公害、ごみ処理減量化等の業務を行っております。また、上下水道係では、ライフラインでございます水道水の供給及び板倉ニュータウンを区域といたしました下水道事業、加えて合併処理浄化槽の補助金交付業務等を行っております。

決算書における概要を申し上げます。まず、環境係です。決算書の22、23ページをお願いいたします。歳入になります。13款2項2目衛生手数料では、収入済額2,531万6,750円。これは、1節の畜犬登録注射手数料、2節の清掃手数料、この清掃手数料は指定ごみの売り払い手数料ですとか、町内事業系ごみ処理手数料、そして一般家庭から出される粗大ごみの収集運搬手数料となっております。

次に、32、33ページをお願いいたします。第15款3項1目総務費県委託金、2節環境保全費委託金では、収入済額が8万1,606円。これは、県から環境保全地域に指定されております行人沼及び雷電神社の清掃に係る県からの委託金でございます。

次に、42、43ページをお願いいたします。第20款5項3目雑入の中の右側の備考欄をごらんいただきたいのですが、中ほどより少し下になりますけれども、固形燃料売り上げ代、こちらが153万6,480円。緑の少年団運営助成金、下に許可証代及び従業員証代の収入済額、そして資源ごみ売り上げ代、こちらは388万5,265円でございます。

次に、上下水道係を申し上げます。まず、一般会計分といたしまして、少し戻っていただきたいのですが、

24、25ページをお願いいたします。第14款2項3目衛生費国庫補助金、2節環境衛生費補助金では、収入済額429万3,000円。これは、浄化槽設置整備事業費交付金でございます。

次に、30、31ページをお願いいたします。15款2項3目衛生費県補助金、2節環境衛生費補助金では、収入済額828万5,000円。こちらは、同じく浄化槽設置整備事業に係る県補助金でございます。

次に、下水道事業特別会計について申し上げます。決算書でいいますと、後方、緑色の大きい見出しの後ろから2つ目になります。おわかりになりますでしょうか。緑色の大きい見出し後ろから2つ目に下水道事業特別会計ということで載せさせていただいております。こちらの2ページ、3ページをお願いいたします。歳入になります。1款使用料及び手数料及び4款繰入金、5款繰越金が主なものとなります。収入合計欄の収入済額をごらんいただきたいのですが、1億8,546万8,879円。表記されておりませんが、前年度と比べますと312万円ほど、率で1.7%ほど減額となっております。要因といたしましては、使用料及び手数料が前年度比271万円ほど増額となっておりますけれども、繰入金、繰越金が減ってきているということがございます。

次に、水道事業会計について申し上げます。こちらは、一番最後の緑色の会計となります。水道事業は大きく2つに分けられておりまして、まず収益的収入及び支出、そして資本的収入及び支出となります。2ページ、3ページをお開きいただきたいのですが、こちらが今申し上げました収益的収入及び支出になります。ちょっと変わったところがございます、こちらは一般会計同様に消費税を含む表記となっておりますけれども、水道会計では会計制度上消費税を除いての計算となっております、そちらを20ページ、21ページに細かく載せさせていただいておりますので、ごらんいただきたいのですが、よろしいでしょうか。まず、左側、20ページの収益でございます。1款水道事業収益が総額3億2,189万9,899円でございます。表記はございませんけれども、前年度と比べますと4,120万円ほど、率で4.6%ほど増額となっております。

次に、右側の21ページの費用をごらんいただきたいのですが、1款水道事業費用が3億212万9,900円でございます。表記にございませんが、これも昨年と比べますと490万円ほど、率で1.6%ほど減額となっております。なお、今申し上げました左側、収益3億2,189万9,899円と、右側、費用3億212万9,900円を比較いたしますと、今年度はその差1,976万9,909円の純利益となっております。要因につきましては、簡単にまとめたものが左側、20ページ、収益の中ほどに1款2項3目長期前受け金戻入ということで載せさせてもらっておりますけれども、今回1,701万8,663円、これが計上されたためということでございまして、詳細につきましてはこの後説明させていただきます。

次に、4ページ、5ページに戻っていただきたいと思っております。資本的収入及び支出になります。こちらは、消費税を含んだ表記となっております。まず、収入の第1款資本的収入の決算額をお願いいたします。5,783万7,080円。内容といたしましては、老朽管の更新工事等に係る企業債、それと他会計からの負担金ということでございます。

次に、下段の支出でございますけれども、第1款資本的支出、こちらの決算額が2億682万2,091円でございます。内容は、第1項建設改良費、第2項企業債償還金でございます。

このページ下の欄外をごらんいただきたいのですが、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億4,898万5,011円は、当年度分消費税及び地方消費税」云々と表記されてございます。途中、過年度分損益勘定留保資金など水道会計上の専門用語で大変わりにくいところがございますが、これらは不足額に充当

しました内部留保資金の内訳が表記されておりますので、ここにつきましては、繰り返しになりますけれども、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億4,898万5,011円は内部留保資金で補填しましたという内容となります。

今ご説明いたしました内容をまとめているところがございまして、16ページをちょっとお開きいただきたいのですが、平成26年度板倉町水道事業報告書、1、概要、(1)、総括事項、これの2行、3行目をごらんください。収益的収支につきましては、総収益3億2,189万9,899円に対し、総費用3億212万9,990円で、当年度においては1,976万9,909円の純利益となりましたということでまとめさせていただいております。その下、また資本的収支云々につきましては先ほどご説明させていただきましたので、省かせていただきます。

ここで、収益的収支で1,976万9,909円の純利益となった要因につきまして、簡単にご説明いたしたいと思いますが、もう一度20ページをごらんいただきたいと思っております。先ほど申し上げましたとおり、収益の1款2項3目長期前受け金戻入、今回は4つほど表記してございます。1として分担金長期前受け金戻入、2節として受贈財産評価額長期前受け金戻入、5節が国庫補助金長期前受け金戻入、7節として工事負担金長期前受け金戻入となりますが、これら进行处理することになりましたのは、制度が改正されたということを受けてございまして、会計基準の見直しによりまして地方公営企業法が改正されました。この改正によります主な影響といたしまして、今申し上げました分担金、受贈財産、国庫補助金、工事負担金などに係ります減価償却の方法が変更となったということがございます。従来費用といたしまして減価償却のみ行っていたのですが、平成26年度からはその見合い分を収益費用明細書のこの長期前受け金戻入に収益計上し、相殺することになったものでございます。この改正によりまして、民間の経理処理方法に近づいたというふう聞いております。

以上、私からは、雑駁ではございますが、概要説明とさせていただきます。

以下につきましては、係長が説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○環境係長（星野一男君） では、続きまして環境係の星野と申します。どうぞよろしく願いいたします。

歳入につきまして、先ほど課長より説明がございましたので、主要事業の歳出につきまして説明をさせていただきます。

初めに、決算書の66、67ページを見開きでお願いいたします。参考に一般会計における主要施策の成果53ページ、54ページをごらんください。2款1項14目の環境保全費になりますが、決算書の上段より二重丸の3段目になります。河川湖沼水質検査事業でございますけれども、13節の水質検査委託料でございますが、湖沼の水質検査を年2回、5カ所の検査をいたしました。ふれあい公園、いずみの公園、行人沼、天神沼、大箇野川等でございます。その他河川水質検査としまして谷田川、板倉川を年4回実施をしております。これにつきましては、予算措置はございません。それと、工場排水水質分析検査としまして年1回、4カ所、町内の特定施設を有している事業所ということで第一石鹼、長谷川香料、富士食品、未広電器のほうを実施しております。

次に、68ページ、69ページをお願いいたします。上段より二重丸3行目になります2款1項15目のふるさとづくり費、住宅用太陽光システム設置補助事業でございます。決算額は549万円でございます。26年度につきましては、59件の申請がございまして、全て補助対象となっております。

次に、106ページ、107ページを見開きでお願いいたします。上段より二重丸4段目になります4款1項3目の環境衛生費、犬の登録、狂犬病予防注射事業でございます。26年につきましては、1,461頭の登録をいただきまして、914頭の狂犬病予防注射を実施いたしました。新規登録は51頭、野良犬の捕獲は5頭でございます。

その下に書いてあります狂犬病予防システム委託料でございますけれども、狂犬病管理台帳の管理をまちのパソコンで管理するためのシステムを導入しております。

次に、108ページ、109ページを見開きでお願いいたします。中段になりますけれども、4款2項1目の清掃総務費、ごみステーションの管理と集団回収事業でございます。決算額が248万1,125円でございます。主には資源ごみの集団回収補助金でございまして、町内の行政区、地域の子供会、また長寿会の方のご協力をいただきまして実施しております。

その下のごみステーション管理運営補助金でございまして、決算額は117万4,600円でございます、町内208カ所のステーションの補助金でございます。

次に、その下の段になりますけれども、4款2項2目の循環処理費、資源化センター管理運営事業でございます。決算額が5,908万9,760円でございます、11節の需用費ですが、主に消耗品と燃料費。消耗品につきましては、堆肥製造に必要なおが粉の購入、固形燃料製造に必要な消石灰の購入となっております。燃料費につきましては、ごみの水分を飛ばすための燃料代としまして灯油代、その他ガス代、軽油代、オイル代等でございます。

続きまして、13節委託料でございますが、決算額が4,461万1,139円でございます。内訳としましては、清掃委託管理費、以下記載のとおりでございます。

次に、110ページ、111ページを見開きでお願いいたします。4款2項2目の資源ごみ処理委託事業でございます。決算額が1,568万6,428円でございます、13節の内訳としますと、剪定枝、竹等の処理料約108トン进行处理しております。

一般家庭排出危険物処理委託料、こちらが約100トン进行处理しております。

廃乾電池、廃バッテリー運搬及び処分委託料でございますけれども、こちらが約4.3トン进行处理しております。

資源ごみ処理委託料でございますが、資源ごみの中にも有価とならない資源ごみがございますので、有価とならない資源ごみの処理委託料でございます。

次に、特定分別基準適合物再商品化業務委託料でございますが、約14トン进行处理しております。

続きまして、びん、かん類資源化再生利用処理委託料でございますが、189トン再生利用処理を委託しております。

次に、粗大ごみ処理事業、決算額が683万6,919円でございます。約130トン进行处理しております。

13節の可燃性粗大ごみ処理委託料としまして、主に布団、家具類の処理でございます。

不法投棄廃棄物処理委託料としまして、約4.8トン进行处理しております。町内に不法投棄されましたタイヤ等の処理でございます。

次に、一般廃棄物収集運搬事業、決算額なのでございますけれども、2,732万4,000円でございます。一般家庭からステーションへ搬出されます生ごみ、可燃ごみ、瓶、缶、危険物等の収集運搬委託でございます。町の一般

廃棄物処理計画に基づきまして、生ごみ、可燃ごみ、不燃性資源ごみ、生ごみ、可燃ごみについては207日、不燃性資源ごみについては48日間収集をしております。

次に、最終処分事業でございますが、決算額が806万5,716円でございます。内訳としますと、一般廃棄物残渣処分委託料としまして、びん、かん、危険物の残渣約99トン进行处理をしております。生ごみ汚泥処分委託料でございますけれども、収集しました生ごみから出る汚泥を約3.6トン処理をしております。

資源化センターRDF残渣委託料でございますが、燃えるごみから出た残渣を約28.5トン処理をしております。

処理困難物処理委託料としまして、約5.9トン処理をしております。主に町民の方が出されますスキー板、ゴルフバッグ、旅行バッグ等の処理費でございます。

次に、資源化センター改修事業でございますが、決算額が3,734万3,447円でございます。26年度の主な修繕箇所としますと、固形燃料化施設のリターンコンベヤーチェーン及びフォルケットの交換、不適物搬送コンベヤーの交換、破碎機刃物の交換等、その他修繕が15カ所等ございました。

15節になりますが、空調設備工事費の12万9,600円につきましては、作業員の臨時職員の休憩所のエアコンの整備でございます。

続きまして、112ページ、113ページを見開きをお願いいたします。113ページの二重丸1段目になりますが、4款2項3目のし尿処理費、し尿及び浄化槽汚泥広域処理事業でございます。決算額が5,283万2,000円でございます。これにつきましては、館林衛生施設組合の負担金でございます。

以上、雑駁な説明ですが、説明にかえさせていただきます。

○委員長（今村好市君） 福知上下水道係長。

○上下水道係長（福知光徳君） 続きまして、上下水道係、福知と申します。よろしくをお願いいたします。私のほうも歳出を中心に概要を説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

まず、決算書106ページ、107ページのほうをお願いいたします。こちら、浄化槽の補助金の部分になりますが、4款1項3目環境衛生費でございます。107ページの備考欄の上から3番目の二重丸となります。合併浄化槽設置費補助事業でございます。支出済額1,782万3,130円でございます。主なものといたしまして、19節負担金補助及び交付金の合併処理浄化槽設置費補助金1,610万円です。これにつきましては、26年度の申請が68基あったものに対しましての補助金でございます。そのうち34基に対しまして、合併処理浄化槽転換費補助金といたしまして170万円を交付しております。こちらにつきましては、単独浄化槽及びくみ取り槽からの転換、撤去等を行った場合に1基当たり5万円を加算するものでございます。

続きまして、中段でございますが、上から6番目の丸になります。浄化槽エコ補助金事業になります。こちら19節負担金補助及び交付金の浄化槽エコ補助金でございます。こちらは、34基に対しまして340万円を支出いたしました。こちらにつきましても、転換、撤去等を行った場合に1基当たり10万円を加算するというものでございます。

続きまして、下水道事業会計に移らせていただきます。決算書の緑色の大見出しの後ろから2番目でございます。まず、そちらの5ページをお願いいたします。こちらが歳出の部分になるものでございます。歳出総額といたしまして1億7,259万5,965円でございます。前年度と比較いたしまして0.8%、145万1,000円の減額となっております。こちらにつきましては、下水道費が62万5,000円の増となっておりますが、公債費に

つきましてが207万6,000円の減となったことが主な要因となっております。また、枠下の歳入歳出差引額、実質収支額が同額になっておりますが、こちらにつきましては翌年度に繰り越しとなります。

続きまして、10ページ、11ページをお願いいたします。

[何事か言う人あり]

○上下水道係長（福知光徳君） 下水道会計の10ページ、11ページでございます。よろしくをお願いいたします。こちら、歳出の部分の明細でございますが、こちらの主なものにつきまして説明させていただきます。

1款1項3目管渠維持費でございます。こちらにつきましては、前年度に比べまして54万円の増となっておりますが、こちらにつきましては、特殊マンホール、深さが15メートルぐらいあるものでございますが、こちらの目地の止水補修工事を行ったものでございます。

次に、1款1項4目の水質浄化センター費でございます。11節の需用費のうち光熱水費が80万円ほどの増となっております。こちらは、料金の値上げによるものでございます。

次に、13ページをお願いいたします。備考欄の一番上の修繕料でございます。67万円程度の増となっておりますが、こちらは事務所、処理棟などの誘導灯の交換及び場内の舗装修繕などを行ったものでございます。

下水道事業特別会計につきましては、終わらせていただきます。

最後に、水道事業会計に移らせていただきます。緑色の大見出しの一番最後の部分でございます。そちらの7ページをごらんいただきたいと思っております。こちらにつきましてが26年度の経営状況などを示します損益計算書となっております。こちらにつきまして、1番の営業収益、合計額3億321万2,185円でございます。そのうち水道料金の収入といたしましては2億9,090万8,020円でございます。その次、2番の営業費用を差し引きました営業利益が2,642万6,870円ということになります。次の3番、営業外収益、4番、営業外費用を先ほどの営業利益から差し引きました経常利益が2,281万6,100円。そちらから5番の特別利益を足しまして、6番の特別損失を引きました当年度純利益でございますが、右側の下から4行目でございます。1,976万9,909円となります。こちらに前年度繰越利益剰余金4万7,500円を加えて、さらにその他未処分利益剰余金変動額1億3,783万677円でございますが、こちらを加えました当年度未処分利益剰余金1億5,764万8,086円ということになります。その他未処分利益剰余金変動額につきましては、先ほど課長が申し上げました会計規定等、公営企業会計法の改正に伴いまして利益等が計上されたものでございます。

続きまして、21ページをごらんいただきたいと思っております。こちらが収益費用の明細書ということで、損益計算書の内訳の部分となります。21ページの費用の部分をごらんいただきたいと思っております。1款1項1目の原水浄水費でございます。こちら37節の受水費でございます。こちらは県の企業局から水道水を買っているものの料金でございますが、前年度に比べまして281万円の減となっております。こちらにつきましては、料金が1立方当たり3円が26年度から値引きになりまして、1立法当たり107円になったということが理由でございます。

続きまして、2目の配水及び給水費でございます。そちら19節修繕費をごらんいただきたいと思っております。こちらは排給水管の漏水修繕等になりますが、前年度に比べて374万円の増となっております。こちらにつきましては、漏水の件数が25年度に比べまして41件ほど増えたということが理由でございます。

続きまして、22ページをお願いいたします。5目の減価償却費でございます。40節有形固定資産減価償却費をごらんいただきたいと思っております。前年度に比べまして1,097万円の減額となっております。こちらの理由

につきましては、主に中学校の西側に隣接します西配水場の電気設備に係る減価償却が満了したことによるものでございます。

続きまして、6目資産減耗費をごらんいただきたいと思います。42節固定資産除却費でございます。こちらは前年度に比べまして419万円の増となっておりますが、広域水道事業の広域化を見据えまして、有形固定資産等の精査を行いまして、機械等、施設等で明らかにもう使っていないものですか、ないものを精査いたしました結果、この部分を除却した、固定資産の台帳から除却したということでございます。

続きまして、3項特別損失でございます。1目過年度損益修正損、55節の過年度損益修正損でございますが、前年度に比べまして173万円の増となっております。こちらにつきましても広域化を見据えまして、転出先不明者、海外帰国者、死亡者等に係る未収金を精査いたしまして、不納欠損といたしましたことによるものが原因となっております。

最後になりますが、17ページをごらんいただきたいと思います。こちら、2番の工事の概況ということでございます。こちら(1)、(2)、(3)となっておりますが、まず(1)の配水管布設費につきまして、配水管布設工事等に伴います内訳をこちらに記載しておりますが、合計額が8,775万7,451円となっております。

続きまして、(2)番のその他の建設改良費でございます。こちら黒丸が2つございまして、上が固定資産の購入費となっております。こちらにつきましては、量水器の購入ということが主なものになっておりまして、定期交換を行います1,156個を含む新規分なんかも含めまして1,205個の購入を行ったというものが主なものでございます。

最後に、下の黒丸の浄水場の整備費でございます。こちらにつきましては、合計額が6,608万5,200円となっておりますが、こちら西の配水場等の施設の整備を行ったものでございます。

以上、簡単な説明でございますが、上下水道系の説明は終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長(今村好市君) 説明が終わりました。

質疑に入りたいと思います。各委員さんのほうから質疑をお願いいたします。質疑ありませんか。

荒井委員。

○委員(荒井英世君) 67ページ、河川と湖沼の水質検査事業ってありますね。この中の水質検査委託料ですけれども、当初の予算でいくと23万3,000円計上してあるのです。当初予算で。今回決算見ると5万5,620円なのですけれども、これ例えばその水質調査した調査地点、それは変わっていないわけですよ。ちょっとその辺をまず。

○委員長(今村好市君) 星野係長。

○環境係長(星野一男君) 当初予算より減額になっている大きな理由としまして、水質検査委託会社の精査をいたしまして安くなっているというところが1つと、検査項目につきましては、湖沼、工場排水につきまして同じところをやっております。

もう一つ、苦情関係で、特別に町民から心配があってやってくださいというふうなところのためにとってある予算もございまして、そちらは今回使っておりませんので、こちらが浮いているという部分もあります。

○委員長(今村好市君) 荒井委員。

○委員（荒井英世君） そうしますと、従来苦情関係の予算が計上されていたのだけれども、26年度についてはないということ。

もう一つ。その検査項目同じなのですよ。検査項目は従来と。それで、委託業者、それが要するに一つの検査の費用、それが若干安くなったということなのですか。

もう一つ質問ですけれども、これ水質、板倉川とか谷田川とかいろいろやりますよね。これの現状ですけれども、26年度はどうだったのでしょうか。工場排水も含めて検査の結果。

○委員長（今村好市君） 星野係長。

○環境係長（星野一男君） 谷田川、板倉川につきましては、谷田川の藤の木橋、斗合田橋、板倉川につきましては伊奈良橋、昭和橋のほうを年4回実施しておりますけれども、こちらにつきましては検査委託ではなく職員がやっております。結果につきましては、基準値を超えるものがなかったということでございます。工場排水につきましては、検査委託をしておりますけれども、こちらにつきましても基準値を超えるものはございませんでした。

○委員長（今村好市君） ほかに。

青木委員。

○委員（青木秀夫君） 水道事業の貸借対照表のところ見てください。10ページだな、水道事業の。この未収金というのがあるでしょう。1,400万円。ここに貸し倒れ引当金というのが14万8,000円のとっているのですけれども、何でこんな、この14万8,000円というのは、どうしてこれ引当金に14万8,000円だけ出てきたのですか。貸し倒れ引当金として。

○委員長（今村好市君） 福知係長。

○上下水道係長（福知光徳君） 金額的にはちょっと少ないというご指摘でございますが、1,400万円の未収金の内訳といたしまして3つほどございます。水道料金等の営業未収金といたしまして1,000万円程度ございます。その中で銀行等に入った部分、入っているけれども、町の会計に入っていない部分なんかもある部分もございまして、実未納という形で表現させていただいておりますが、そちらが……

[「ちょっとわかんない、言っている意味が。もっとわかりやすく日本語で」と言う人あり]

○上下水道係長（福知光徳君） 済みません。料金等の未収につきましては、約1,000万円程度となっております。営業外の未収金ということで消費税の還付金等が360万円等ございますので、それで1,400万円程度という未収金の表示になっております。この貸し倒れ引当金につきましては、26年度から一応会計基準の見直しで、こういう料金が取れないというふうな見込みがあるものに、翌年度に発生する見込みがある……

[「ちょっと待って。委員長」と言う人あり]

○委員長（今村好市君） 質問の趣旨もう一回よく確認してください。

○委員（青木秀夫君） 説明、そっちはわかっていても相手はわからないのではないかなと思って話さないと説明ってできないのです。学校で幼稚園生と小学生と中学生に説明するときは、説明の仕方が違うのだよ。ワンパターンではなくて、幼稚園生ぐらいのつもりで説明しないと、福知さんは自分ではわかっているから、べらべら言うのだけれども、相手は何言っているかわからないだろうということを手回りにして説明しないとわからないのです。だから、ばかにするという意味ではなくていいのだよ。相手は幼稚園生程度なのだ

と、小学生程度なのだと、わからないだろうと思って、今の話だと消費税の何、戻りがどうのこうのなんていっても何のことだかわからないよ。それが未収金と言われても。それを説明しなくてはならないのです。だったら、わからないだろうと思ったら、そういうの説明しないとか、言わないとか。余計なことは。どうせ相手わからないだろうからと。その消費税の戻りが云々なんてわからないよ、何のことだか。それ説明するのに30分も1時間もかかってしまうのではないの。

○上下水道係長（福知光徳君） そんなにはかからないと思います。

○委員（青木秀夫君） いや、だからそれ未収金のことについて、消費税が未収金だなんていってもちょっとわかりにくいのです。何。それ消費税のことどうということ。では、もっと簡単に。

○委員長（今村好市君） 福知係長。

○上下水道係長（福知光徳君） 還付金が一応出まして、26年度につきまして、税務署からまだ役場に入っていないということで未収金に計上させていただいたということでございます。3月31日の時点でまだ役場の会計に入っていなかったということで、未収金という計上させていただいております。

○委員（青木秀夫君） 消費税が未収金というのはどういうことなの。

○上下水道係長（福知光徳君） 消費税が払ってある分……

○委員（青木秀夫君） 前払いしたというの。

○上下水道係長（福知光徳君） はい、払ってある分です。につきまして、最終的に計算しましたら、一応還付に当たるということで、360万円ほど水道会計に還付されるということになったのですけれども、そちらのお金在实际入ってくるのが、3月31日時点ですとまだ水道会計に入っていなかったということで一応未収金という計上させていただいたと。

○委員（青木秀夫君） いつもそういうふうに行っているの。

○上下水道係長（福知光徳君） はい、3月31日……

○委員（青木秀夫君） いや、毎年やっているの、そういうの。

○上下水道係長（福知光徳君） 毎年、還付金があるときはそういう形になるかと思います。

○委員（青木秀夫君） その還付金があるときとか、ないときという、またわかりにくいのだよ、それ。消費税なんていうのは同じパターンで流れているのに、あるときは還付されて、あるとき還付されないなんていうのは、何かわけがあるからでしょう。そういうの説明しないとわからなくなってしまうのだよ。消費税というのは、パーセントが変わるときあるよ。5%が8%に変わったというのは。だけれども、いつも同じことで消費税納めているのでしょう。納め過ぎてしまったのかい。

○上下水道係長（福知光徳君） そうです。中間納付とかもございまして。

○委員（青木秀夫君） だから、中間納付なんて、納め過ぎてしまったのかいと。

○上下水道係長（福知光徳君） はい、納め過ぎたということで。

○委員（青木秀夫君） それ間違っただけで納めてしまったの。

○上下水道係長（福知光徳君） ということではございません。最後に精算しないとちょっと計算出ない、決算が出ないと出ないものですから、売り上げにかわってお金をいただいた、消費税いただいた分と仕入れして仕入れ先に消費税払っている分と最後精算をするという形になりますので、それで最終的に決算をもとに計算いたしますと還付になったというような状況でございます。

○委員（青木秀夫君） だから、毎年同じスタイルなのでしょう、やっているのは。形式なのでしょう。

○上下水道係長（福知光徳君） 計算等は同じでございます。

○委員（青木秀夫君） それが300万円ぐらいの中入っているのだ。

○上下水道係長（福知光徳君） はい。

○委員（青木秀夫君） だから、そしたらそんなこと余計言わないほうがいいのではない。いわゆる未収という水道の料金の未収だけの話で。

○上下水道係長（福知光徳君） 済みませんでした。ちょっと1,400万円って額が大きかったものですから、内訳が一応ちょっと、水道料金の未収だけではないという意味でちょっと説明させていただいて、わかりにくい説明で申しわけございませんでした。

○委員（青木秀夫君） 水道だけの未収で……

○委員長（今村好市君） 福知係長。

○上下水道係長（福知光徳君） 失礼いたしました。

貸し倒れ引当金につきましては、翌年度に発生が見込まれる回収不能を見込んで一応計上するというふうな趣旨ということでございます。そちらを計算する際に、今回につきましては平成24年度の未収金が発生する、死亡の方の未収金がそこに残っているだとか、23年度以前に死亡された方の分、24年度分も残っている場合もございますので、そういう部分を精査した結果、14万8,000円という金額になったのでございますが、先ほど広域化でいろいろ不納欠損等をちょっと額を精査して増やしたということでございますが、その不納欠損を23年度以前をある程度見込んで落としましたので、24年度に発生する回収が不能と見込まれる部分がちょっと金額が圧縮されたということもございまして、14万8,000円程度の計上という形になりました。ちょっとまた説明が、申しわけございません、ちょっとわかりにくいかもしれませんが、よろしく願います。

○委員長（今村好市君） 青木委員。

○委員（青木秀夫君） いや、それとさっき説明してしまったから関連しているのですけれども、特別損失で今年、去年か、あれどこだっけな。

[何事か言う人あり]

○委員（青木秀夫君） 21ページ。

[「22」と言う人あり]

○委員（青木秀夫君） 22ページか。22ページで過年度分の損益修正損って、これ不納欠損二百何万円ではないですか。これは、26年度は特別に200万円したわけかい。ちょっと回収不能そうだなというのをピックアップして。毎年200万円としているわけではないのね。だから、それから比べるとこの14万円というの少ないから。それで、今未収金のが1,000万円ぐらいあるのだ。その中で何か一番高額滞納者というのは40万円ぐらいの人がいるとかとも聞いているし、いわゆる大口だよな、大口というか、高額滞納者というかな、未納の、そういう人はこの貸し倒れ引当金、貸し倒れではないのだ、これ。未払い金として回収見込みがないというふうに引当金に上げないの、そういうの。そういう人たちのを。恐らく40万円も未払いということは相当の年数を支払っていないわけだよな。水道料金安いのだから。だから、そういう人は回収見込みがあるから、その引当金に上げない。それとも、回収見込みがあるという、健全な債権だと思っているわけ。

どういふうにやっていますのですか、それ。

○委員長（今村好市君） 福知係長。

○上下水道係長（福知光徳君） 22ページの不納欠損につきましては、実際の額は178万円程度今回落としたということで、これ広域化を見据えまして、昨年度青木議員さんからもご指摘受けましてもう一回精査をしまして、死亡者ですとか、転居先不明者につきましてはもう一回精査をいたしまして、拾い直した結果、毎年二、三十万円程度の不納欠損という形で落としていたのですけれども、今回170万円程度ということで相当の額増えています。それを不納欠損やった後の金額につきまして、貸し倒れ引当金なんかをまた計算するものですから、それである程度落としてあるので、27年度に発生すると思われる未収金ですか、回収不能となる部分というのを見込んで計上する貸し倒れ引当金としましては14万8,000円程度に圧縮されたという状況でございます。

○委員長（今村好市君） 青木委員。

○委員（青木秀夫君） 1,000万円の未収金の中で26年度に新規に発生した未収金はどのぐらい含まれているの。2年前、3年、4年前のと合わせて1,000万円なのでしょうから、では26年度に発生した未収金というのはどのぐらいあるのですか。それと、例年大体毎年新たな未収金というのはどのぐらい発生して、どのぐらいその未収金の回収毎年しているのか。だんだん増えているのか、横ばいで流れているのか。未収金が発生するでしょう。そうすると、前の未収金を回収数から200万円回収して200万円発生すればプラ・マイ・ゼロで、いつも1,000万円という横ばいで未収金というのはトータルであるわけではないですか。それちょっと説明して。26年度に新たに発生した未収金。この1,000万円の中の。

○委員長（今村好市君） 福知係長。

○上下水道係長（福知光徳君） 概算、ちょっと正確な数字で一応動いているものしか出ないのですけれども、およそ100万円程度かと思っております。26年度の決算時点ですと。

○委員長（今村好市君） 青木委員。

○委員（青木秀夫君） すると、残りの900万円というのは、1年ではなくてもっと前のやつだということね。2年、3年、5年前のが900万円あるということか。

○委員長（今村好市君） 福知係長。

○上下水道係長（福知光徳君） そういうことでよろしいかと思えます。定期的に一応不納欠損という形でだめなものを落としているというふうな状況でして、先ほど言い忘れたのですけれども、大口のお話が出ましたが、大口の滞納者ということで、この170万円云々と先ほど申し上げましたが、その中に倒産した会社とかでまだ取れるかもしれないということで残してあったもの、それも大口の何十万円というやつなのですけれども、そういうものを落としたりはしております。そのほか、大口だった方にももう一回全部当たり直しまして、分納誓約という形で債務承認をさせていただいているのですけれども、一筆いただきまして、そういうものをもらい直したり、そういうことやっておりますので、もらえる、大口の方でもその後払っていただいている方なんかもありますので、一応全て大口の方がちょっと過去何年も払っていないから取れないということではございませんので、そこら辺補足説明させていただきます。

○委員長（今村好市君） 青木委員。

○委員（青木秀夫君） そうすると、3億円の水道料金で100万円ぐらいな未収金の人が出ているということ

は、率としたら少ないわね。いいと思うのだけれども、それで問題は古い人のが何人かだか何十人だかいるわけだ。それがなかなかうまく処理できないで、だからそういうものはどんどんこれ引当金に、貸し倒れ引当金ではない、貸し倒れではないか。貸したのではないから、何ていうのだ、これ。引当金だ、要するに。に充てて処理していくか、あるいは決算落としてしまうか、引当金に充てていくかしていかないとまずいのではない。これ正確な決算内容にならないよ、それは。恐らくそれ取れないのだから。回収不能なのだろうから。だけれども、一応ここに充てて決算しているわけでしょう。それで、現在のところは、この滞納の関係で、未回収の関係でいくと、一歩前進、一歩後退ぐらいで横ばいか、少しずつそれとも前進しているのですか。回収率は上がっているのですか。その辺のは。

○委員長（今村好市君） 福知係長。

○上下水道係長（福知光徳君） お答えいたします。

正確な回収率というのが出ていないのですけれども、給水停止とかを前は1年に何回とかという形で行っていたのですけれども、26年度以降毎月1回、もう決まったときに給水停止の通知を出して、新しい、余りたまらないうちに、大口の未納者にならないうちに一応対処していこうということで定期的に給水停止を行いまして、未納者も少し減っているというような認識ではおります。金額的にも減っているということで。

○委員長（今村好市君） 青木委員。

○委員（青木秀夫君） 確かに水道を給水停止するというのは人情的にやりにくいことだと思うのだけね。人権侵害だなんていって訴えられると困るし、水は本当に電気より大事かもしれないから、水道を供給停止するというのは、これは役場の職員としても非常にやりにくい。しかし、確かにこういう小さい町でお互いに顔が見える関係だなんていうと、やりにくいのは非常にわかるのですけれども、ただ大口ぐらいは何とか積極的に処理していくと。取れない人はいるから、いたらそういうのは早く処理して、もうこれは不良債権だというふうに早く認定して欠損で落としていくというの一つの方法だと思うのです。でないと正しい数字としてこれ出てこないわけです。

それで、さっき課長が説明していた20ページ、水道の20ページ、聞いていると何のことだか全然わからないのですけれども、20ページの営業外収益で長期前受け金の戻入って、戻りだ。戻り。これもうちちょっとわかりやすい言葉で、これ何のことなのだから、何でこれが収益になるのかなと思って。前受け金なのでしょう、これ。

○委員長（今村好市君） 荻野課長。

○環境水道課長（荻野恭司君） 表記の名称については、水道事業会計で決められた表現ということでご理解いただきたいと思うのですけれども……

○委員（青木秀夫君） それではわからないので、それを翻訳するのだよ、一般社会の言葉に。そうでないとわからないのだよ。外国語言っているようなもので、水道用語と一般用語違ったら、一般用語にそれを翻訳して、かみ砕いて言ってくれないと。

○委員長（今村好市君） 荻野課長。

○環境水道課長（荻野恭司君） ここに表記してあります、4つほど載せさせていただいているのですけれども、分担金、こちらの長期前受け金戻入でございまして、こちらにつきましては水道事業の前、簡易水道、当時から経理簿に残っておりまして分担金ということで残っておりましてものにつきまして、今回

載せさせていただいたものとなります。

次の受贈財産ということになるのですけれども、こちらはニュータウン地区で企業局が水道を整備しました。その水道の施設につきまして、町の水道事業が受け入れたということでの内容となります。

次の国庫補助金ということにつきましては、平成23年度まで水道事業が国庫補助を利用して布設がえを進めてきました。その内容がこちらに載ってきているということでございます。

最後の工事負担金、これは他事業関連で、例えば町の建設課が道路工事をする、あるいは土木事務所が同じく道路工事とか水路、あるいは橋梁関係の工事をする、そういった場合に水道の部分について補償が出ております。その補償部分についてが載せてきてあるということでございます。

今回水道事業につきましては、この4つの項目が該当してきたということでありまして、要因としましては、先ほども申し上げましたとおり制度が改正されましてこの収益のほうに載せることになったということがございます。

ちょっとわかりづらくて恐縮なのですが、以上でございます。

○委員長（今村好市君） ほかに。

延山委員。

○委員（延山宗一君） 最終処分事業の800万円の支出についてお伺いをしたいと思います。

過日の事務調査の中で、R D F 500万円ということで2カ所に分けて出していると、北海道と栃木だったかな、出しているというふうな話も聞いたのですけれども、そんな中で非常に最終処分のR D Fも出ている。先ほどの説明によりますと28トンの残渣が出るのだという、大変なトン数です。トン当たり500円でR D Fの場合出しているというふうなことで説明があったのかなというふうにも記憶しているのですけれども、それぞれ一般廃棄物が99トン、生ごみが36トン、3.6トンか、それと困難処理、ゴルフバッグ等が5.9トンもあるということになるのですけれども、それぞれの単価も違うのかなということになるのですけれども、当然北海道までR D Fの場合は送っている。残渣処理についても当然それ相応の対応しているのかなと思うのですけれども、広域になった場合、こういうものも随分内容的な状態が変わるのかなと思うのですけれども、それについてお伺いをしたいと思います。

○委員長（今村好市君） 星野係長。

○環境係長（星野一男君） 先ほどの最終処分事業の関係ですけれども、一般廃棄物残渣処分としまして、びん、かん、危険物につきましては広域後も町に残る事業だと思っております。その下の生ごみとR D Fの残渣につきましては、広域になりますと、燃えるごみ、生ごみが館林の焼却場で処分されることになりますので、生ごみから出る汚泥に対するその3.6トンの処理と、燃えるごみから出る残渣につきましては、なくなるものだと思います。

○委員長（今村好市君） 延山委員。

○委員（延山宗一君） 今現在のその残渣の処理というのは、どちらで処理しているのですか。

○委員長（今村好市君） 星野係長。

○環境係長（星野一男君） びん、かん、危険物、R D F残渣につきましては、びん、かん、危険物につきましてはいったん霞ヶ浦のほうに行きまして、その後最終処分場の草津のほうに行く形になります。霞ヶ浦のほうで使えるものは分別してリサイクルしております。生ごみにつきましては、そのまま焼却処分で館林

のほうに持って……館林市ではないのですけれども、民間の業者に持って行ってあります。RDFの残渣につきましては、もうほぼ使えないものですので、そのまま草津のほうに、最終処分場に持って行ってあります。処理困難物につきましては、やはり埼玉のほうの業者に持っていきまして、分別をいたしまして、金属類、また使えるものにつきましては分別し、再利用をかけて、残りのものを最終処分場に持って行ってあります。

○委員長（今村好市君） 延山委員。

○委員（延山宗一君） そうすると、いったん霞ヶ浦まで持って行って、また向こうの人たちによってまた再度振り分けると。それがまた草津に行くということなのですか。そうすると、当然経費も高くなるのかなと思うのですけれども、これについてそれぞれ委託料というのはトン当たりどのぐらいの額で渡しているのですか。

○委員長（今村好市君） 星野係長。

○環境係長（星野一男君） 今、びん、かん、危険物の残渣につきましてはトン当たり8万円の契約をいたしております。そのほか、処理困難物につきましてもトン当たり6万円程度の処理委託をしております。

○委員長（今村好市君） 延山委員。

○委員（延山宗一君） 最終処分場というのは、まずお金がかかるかなと思うのですけれども、そうすると今度は新しい広域になった場合に、これについては内容が若干変わるというふうなことの理解で、とりあえず今回の場合は800万円からの支出されているということになるわけなのですから、やはり少しでも減量化するような方向でいかないと大変歳出が多いなというふうに思います。

以上です。

○委員長（今村好市君） ほかに。

小森谷委員。

○委員（小森谷幸雄君） 合併処理浄化槽、この件でちょっとお尋ねをしたいと思います。

補助金をいただいての推進事業というふうな形になるかと思いますが、現状当町において、わからなければわからないでいいのですが、ニュータウンは別です、もちろん。そのニュータウンを除いた東西南北各家庭があるわけですが、その合併浄化槽の普及率というのはどのぐらいに、その辺は把握しておりますか。

○委員長（今村好市君） 福知係長。

○上下水道係長（福知光徳君） お答えいたします。

板倉ニュータウンを除きまして合併処理浄化槽の普及率は60%程度です。そのほか、くみ取り槽が10%程度、単独槽が30%程度ということで把握しております。これは、板倉ニュータウンの世帯数を除いた計算でございます。

○委員長（今村好市君） 小森谷委員。

○委員（小森谷幸雄君） それで、補助金行政ですので、町の考え方に沿うかどうかわかりませんが、基本的に10%、30%ということで、この40%をさらに合併浄化槽に向けてこの事業が推進されるというふうな考え方になるかと思うのですが、補助金という、ちょっとよくわからないのですが、例えばこの40%をさらに進めて100%にしていきたいというのが担当課の考え方だと思うのですが、この補助金というのは町の絡みの中で補助金ありきなのですか。どういう関係になるのですか。町でこれだけやりたいから補助金が幾らつ

くとか、逆で補助金はこれだけ出しますよという上からの指示というのかな、おりてくるものなのか、その辺の補助金が支給される、向こうから来るのか、下から上げて、それに対して補助金が出るのか、その辺の関係についてはどんな形になりますか。

○委員長（今村好市君） 福知係長。

○上下水道係長（福知光徳君） 補助金につきましては、先ほど課長が申し上げましたが、国と県からいただいております。どちらも新築をして新規に設置する場合と、あと古いものを転換という形で廃棄して合併浄化槽入れるという2つのパターン、転換撤去というパターンが2つございますが、国は両方とも3分の1出ます。県は、転換のみで3分の1という形になります。残りを町が負担している形になりますが、その申請につきましては館林と明和、板倉、衛生施設組合が今ございますが、28年度までの6年間という計画で進めておまして、大体1年当たり63基、内訳はちょっと新規、転換とはございますが、総数で63基あたりを合併浄化槽にしていこうということでの計画がございまして、それにのっかって一応申請をしているような状況でございます。

○委員長（今村好市君） 小森谷委員。

○委員（小森谷幸雄君） そうすると、館林衛生組合との絡みの中で、例えば板倉町が単独で、では100基やりたいと言っても、枠として1市2町、衛生組合1市2町だ……

[「1市2町」と言う人あり]

○委員（小森谷幸雄君） 2町だよ。千代田町と板倉……1市3町ではない。

[「1市2町」と言う人あり]

○委員（小森谷幸雄君） 2町だけ。明和入っていないのだけ。

[何事か言う人あり]

○委員（小森谷幸雄君） 千代田は入っていないの。衛生組合入っていなかったっけ。衛生組合の話でしょう、これ。

○委員長（今村好市君） 課長。

○環境水道課長（荻野恭司君） 今係長がちょっと説明しました内容を補足して説明申し上げますけれども、この浄化槽の補助金につきましては、今申し上げました衛生施設組合というところでごみの広域化進めておりますけれども、同じように進める計画が地域循環型社会形成推進地域計画という計画に基づいてごみの広域化と浄化槽の整備を進めております。エリアとしましては、館林市と板倉町、明和町、1市2町が対象区域となっている。その中で浄化槽につきましては、今進めている計画では、板倉町、1年間63基、これを計画期間が6年間ということで、掛けますと378基を基本として整備を進めようということで進めてきている事業でございます。その中で、この計画があるものですから、国の補助金が受けられる、県の補助金も受けられる、加えて町の補助金を出しまして申請者の方には補助金として交付している。エコ補助金ということで県がまたプラスして補助しております。こちらは、県が100%出している。1申請当たり10万円出しているという内容となっております。

以上でございます。

○委員長（今村好市君） 小森谷委員。

○委員（小森谷幸雄君） 私がお尋ねしたのは、上の縛りがあって、当町はもう少し推進をしたいけれども、

63基、そういう縛りがある中での推進事業という形ですかということでお尋ねしたの。

○委員長（今村好市君） 荻野課長。

○環境水道課長（荻野恭司君） 計画に基づいて進めている。基本的には1年63基という縛りはありますけれども、最近の実績では、上回った年度、昨年度68ということで、縛られるものではありません。ただ、基本となるのは今申し上げた63基をもととして対応していると、町で交付しているということでございます。あくまでも申請がありましたものについてはつくっていきたいというスタンスでは考えております。

○委員長（今村好市君） 小森谷委員。

○委員（小森谷幸雄君） では、縛りがない中でいろいろ広報活動を行って、申請が例えば70、80出ればそれに対応していきたい、補助金もそれに沿った形で県、国から補助金が出るという考え方でよろしいのですか。オーバーした分については出ないとか、出るとかあるのですか。

○委員長（今村好市君） 福知係長。

○上下水道係長（福知光徳君） 今のところ最高で70基ぐらいのとき、申請が、年も25年度とかあったのですけれども、そのときは対応していただきました。県で多分総額で幾らとかってあると思いますので、その全体の中でもうちょっと使ってくださいというのが来たり、追加ありますとかかというのがあったり、もうここで終わりですみたいな形でなくなってしまう場合なんかもあることもありますので、何基だったら大丈夫だということちょっと言えないのですけれども、多少増えても対応はできるという感覚でいます。

○委員長（今村好市君） 小森谷委員。

○委員（小森谷幸雄君） それと、先ほど1市2町、衛生組合は1市3町ですよ。枠組みとすれば。この合併浄化槽については、1市2町での取り組みということになるのですか。そこだけ確認ということで。

○委員長（今村好市君） 荻野課長。

○環境水道課長（荻野恭司君） 衛生施設組合の中に担当分かれておりまして、し尿処理、こちらについては千代田町を含めた1市3町になります。今申し上げましたごみ処理の広域化、浄化槽も含めて1市2町ということで進めております。

○委員長（今村好市君） 本間委員。

○委員（本間 清君） 日本の水道水は世界的に見ましても安心、安全、おいしいと言われてはいますがけれども、板倉町も同様かと思えますけれども、私も知っているようで知らないの、まず最初にちょっとご説明いただきたいのですけれども、板倉町の水道水はどこから来まして、どこに集められまして、どのようにして各家庭に送られるか、簡単にご説明いただきたいと思うのですけれども。お願いいたします。

○委員長（今村好市君） 福知係長。

○上下水道係長（福知光徳君） お答えさせていただきます。

板倉町の中につきましては、旧4カ村のところにもともとありました簡易水道がベースになっておりまして、浄水場といたしまして北地区に1カ所、東地区に1カ所、南地区に1カ所、西が岩田地区がもともとあったのと、あと先ほど申し上げました県の水を利根川の表流水を千代田町で浄水したものを送っていただいているものを買っておりまして、そちらは板倉中学校のすぐ西にあります西の配水場というところに入ります。全部で浄水場は5カ所という形になります。西の配水場を除いたものにつきましては全部地下水です。地下を200メートルぐらいのところ井戸掘ってありまして、そちらからくみ上げたものになっております。

おおむね北地区は、高台の西岡の北小学校の裏あたりにあるのですけれども、東は元の東小学校があったところにあります。南地区は、平成5年に新設いたしました。岩田につきましては、もともと昭和40年ぐらいからあったものでございますが、南は大体南地区一円、東も大体東地区一円と南地区の下五箇あたりのところを配水しております。そのほかにつきましては、大字粕谷とか大字板倉、あとニュータウン地区につきましては、現在は県水と第3浄水場ってそれ岩田にあります農協のもとの本所のところにあります浄水場で地下水をくみ上げたものをブレンドさせていただきまして、それをその広いエリアに配水をしているような状況でございます。

○委員長（今村好市君） 本間委員。

○委員（本間 清君） その過程におきまして、今地下水からくみ上げているとおっしゃっていましたがけれども、消毒というのは今なさっているのですか。

○委員長（今村好市君） 福知係長。

○上下水道係長（福知光徳君） 地下水につきましては、鉄分とかマンガン分が板倉の場合多いものですから、それを取るろ過器というものを一応通しまして、その前に塩素を加えてろ過器を通したのにつかまして配水しております。水道法で一応末端で0.01ミリという残留塩素ですか、そちらの基準がありますので、そちらをクリアするように塩素は加えているような状況でございます。

○委員長（今村好市君） 本間委員。

○委員（本間 清君） そうしますと、塩素で消毒のみということで、例えばフッ素類なんかは今は入れていないのでしょうか。

○委員長（今村好市君） 福知係長。

○上下水道係長（福知光徳君） 特にフッ素というものは入れてございません。北地区に関しまして、水質の問題があるので、パックと言われるものを添加しまして、不純物なんかをちょっとまとめるような処理を北の浄水場だけはしております。

○委員長（今村好市君） 荻野課長。

○環境水道課長（荻野恭司君） 今係長から説明させていただいた内容のとおりなのですが、もともとの水源は、深井戸約200メートルほど地下掘りまして、その間の水の層からの水というのも失礼ですが、くみ上げたものがもととなっております。水質的には大変鉄分、マンガン分が多い水質ということがありまして、ろ過器を通して、またこれは水道法に基づいた形で消毒を行っている。消毒については、塩素消毒ということで1種類のみ行っております。また、北地区についてはその鉄分、マンガン分の質が大変高くなっているというところがありまして、ろ過器を通しやすい条件をつくるためにパックというものを加えまして、ろ過器で除去しやすい環境をつくってろ過しているという形をとっております。よろしいでしょうか。

○委員長（今村好市君） 本間委員。

○委員（本間 清君） 水道水の水が各家庭に送られるという過程におきましては、タンクがありますね。あれの上からポンプでくみ上げて、圧力で各家庭に送っているという考えでよろしいでしょうか。

○委員長（今村好市君） 福知係長。

○上下水道係長（福知光徳君） タンクというのは、水道塔ということでよろしいでしょうか。

○委員（本間 清君） はい。

○上下水道係長（福知光徳君） 今水道塔使っているところが北地区と、あと東がちょっと水道塔ではないのですけれども、タンクがありまして、そちらにいったんためたものを送っているような状況でございます。圧力をかけて送っているということでございます。ポンプで。

○委員長（今村好市君） 本間委員。

○委員（本間 清君） そういった過程で安心、安全なおいしい水が各家庭に配られると思うのですけれども、最近ですと、一昔前ですと空気と水はただみたいなものと言われた時代がありましたけれども、今は水を購入している時代であります。これはきっと購入した人はステータスとして買っているわけではないと思うのですけれども、また小学生におきましては各家庭から水筒に麦茶か買ったお水か知りませんが、それを持たせているということに對しまして、例えばあと各家庭にウォーターサーバーなんかがありますね。これに對しまして、そのおいしい水、安全な水に對しまして、そういうことがだんだん各家庭に普及しているということに對しまして、環境水道課としましてはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○委員長（今村好市君） 荻野課長。

○環境水道課長（荻野恭司君） 最近、目の前に配られておりますペットボトル、こういう水しか飲まないという方、子供たち、あるいは家庭でもあるみたいなのですが、水道水というのは大変基準が厳しいものをクリアしたもののみ水道水ということで供給させていただいております。かえてこういったペットボトルの水質のほうが条件は緩いです。ただ、好みがありますから、当然こちらが飲みたいという方は高いお金を出して買っている。これ1本で数十円すると思うのです。高いものだと100円とか100円を超えるような水もあるようですけれども、水道水の場合はそういった厳しい条件をクリアさせながら、ドラム缶5本分で130円とか140円です。安全、安心な水を住民の方に供給しておりますので、安心して飲んでいただきたいと思います。ただ、好みがありますから、選択はできますけれども、違和感なく使っていただくのが一番いいかなと思っております。

○委員長（今村好市君） 本間委員。

○委員（本間 清君） これからも安心、安全なお水の供給ということをお願いしまして、ありがとうございました。

○委員長（今村好市君） 途中ですけれども、休憩をしたいと思います。

10時半再開をしたいと思います。

休 憩 （午前10時15分）

再 開 （午前10時30分）

○委員長（今村好市君） それでは、再開をしたいと思います。

ほかに質疑ありませんか。

針ヶ谷委員。

○委員（針ヶ谷稔也君） お世話になります。針ヶ谷です。よろしくお願ひします。うちなんかは浄化槽今使っているのですけれども、板倉町ニュータウンを中心に下水道ということでされているわけですが、ニュータウン在住の方とお話ししている中で下水道の話なんか話題に出るのですが、現在ニュータウンの

下水道の料金設定というのですか、あれは1軒当たりなのか使用料なのかわからないのですけれども、その辺の仕組みを教えてくださいと思います。

○委員長（今村好市君） 福知係長。

○上下水道係長（福知光徳君） 料金の仕組みにつきましては、水道の使用量に基づいて、同量を下水道料金として請求させていただいております。

○委員長（今村好市君） 料金、料金。水道料金とのイコール。

○上下水道係長（福知光徳君） 水道料金が13ミリの契約で基本料金1,350円なのですけれども、1カ月当たりですね……

[何事か言う人あり]

○委員長（今村好市君） とりあえず係長、教えてください。

○上下水道係長（福知光徳君） 基本料金プラスそれを越えた分で重量制で加算されていくような料金体系になっております。概算で青木委員さんがおっしゃられたとおりぐらいだと思います。1立方当たりと計算しますと。

[何事か言う人あり]

○委員長（今村好市君） 福知君、もう一回ちゃんと言えよ。

○上下水道係長（福知光徳君） 大変失礼いたしました。水道料金につきましては1立方当たりで計算、概算いたしますと140円程度になっております。

[「下水」と言う人あり]

○上下水道係長（福知光徳君） 下水につきましては1立方やはり160円ぐらいになるかと思っております。

○委員長（今村好市君） 針ヶ谷委員。

○委員（針ヶ谷稔也君） これはほかで、この地域近くでいうと、館林市あたりは下水ですか。近くでは下水扱いやしているところと比べて料金的にはどうなのですか。

○委員長（今村好市君） 福知係長。

○上下水道係長（福知光徳君） 下水の料金につきましては、邑楽の5町それぞれ地域によって公共下水道ございますが、その中では一応高いほうだと思います。

○委員長（今村好市君） 針ヶ谷委員。

○委員（針ヶ谷稔也君） 住民の方からもそういう話は伺っていて、ある条件を整えると料金が安くなるのだというようなお話を伺うのですけれども、具体的なその条件というのは何かあるのですか。説明の中ではもう少し世帯数が増えればとか、いろいろと何かお話の中である条件がそろると料金が安くなるようなお話が出ているというお話なののですけれども、具体的にそういうのがあれば教えてください。

○委員長（今村好市君） 福知係長。

○上下水道係長（福知光徳君） 単純に考えますと、世帯数が増えれば収入も増えますので、安くなるというふうなことになるかと思うのですが、実際板倉ニュータウンのエリアだけですとちょっと世帯がある程度増えたかなといっても……

[何事か言う人あり]

○上下水道係長（福知光徳君） 一応ニュータウンの場合ですと、世帯がちょっと増えても下がるというふ

うな状況にはならないと思います。

○委員長（今村好市君） 針ヶ谷委員。

○委員（針ヶ谷稔也君） 先ほど小森谷さんのほうから合併浄化槽ということで、今浄化槽になっていないところをこれから浄化槽にしていくのだということですけれども、浄化槽は浄化槽どまりで、これがさらに下水道になるというような計画とかはあるのですか。

○委員長（今村好市君） 福知係長。

○上下水道係長（福知光徳君） ニュータウンエリア以外を公共下水道にする計画というのはございません。

○委員長（今村好市君） 針ヶ谷委員。

○委員（針ヶ谷稔也君） では、基本的にニュータウン敷地内が下水処理ということなのですが、工業団地のほうはどういう扱いになっているのでしょうか。

○委員長（今村好市君） 福知係長。

○上下水道係長（福知光徳君） 工業団地とは、板倉ニュータウンの外の板倉工業団地ということで。

○委員（針ヶ谷稔也君） 造成した板倉ニュータウン……

○上下水道係長（福知光徳君） ニュータウンの中で。失礼いたしました。泉野の大学の裏側の産業用地ということで今進めておりますが、あちらも公共下水道という形になっております。

○委員長（今村好市君） 針ヶ谷委員。

○委員（針ヶ谷稔也君） では、工業から出てくる排水は一応下水道で処理をされるという考え方でよろしいですね。

○委員長（今村好市君） 福知係長。

○上下水道係長（福知光徳君） 原則としてはそういう形で接続をしていただくということでお願いしております。

○委員長（今村好市君） 針ヶ谷委員。

○委員（針ヶ谷稔也君） 一時どこか、具体的な名前をちょっと記憶していないのですが、排水の問題がちょっと話題になった件があったと思ったのですが、あれというのはどういう状況だったのですか。

○委員長（今村好市君） 福知係長。

○上下水道係長（福知光徳君） そちらの会社につきましては、会社進出していただくときに、その条件といたしまして下水道法の例外規定がございます。そちらにつきましては、工場の敷地内で汚水の処理をいたしまして、公共水域に排水する分と生活排水、トイレとか事務所の水ですか、そちらは公共下水に流していただくというふうな状況でございます。

○委員長（今村好市君） 針ヶ谷委員。

○委員（針ヶ谷稔也君） では、その敷地内で処理したやつは下水道通らないで板倉川ですか、あそこだと、あそこに排水をしても可能になるということですか。

○委員長（今村好市君） 荻野課長。

○環境水道課長（荻野恭司君） 今係長が申し上げましたとおり、ニュータウン区域内の産業団地に来ました会社につきましては、基本的な条件は全て下水にというところはあるのですが、大変下水道料金が

高いということがありまして、やはり工場関係が進出しやすい条件ということも加味した中で、処理施設を設け、しっかり処理した水について道路の側溝、こちらに放流していいですよと。当然基準値以下にして放流していいですよ、ただし事務所等で使われるトイレとか事務所の中で使う水関係、こちらについては下水道に流してくださいということをお願い、一応契約していただいているという状況でございます。

○委員長（今村好市君） 針ヶ谷委員。

○委員（針ヶ谷稔也君） では、工場というか、製品をつくる段階で出た分は場内で処理をして側溝のほうへ、生活排水関係は下水道を利用するという理解ですよ。では、その問題が起こったということは、その場内、敷地内の処理の仕方が上手にできなかったということで。そのまんま何か側溝に悪臭のするような排水が出ているということで住民から何か問い合わせがあったようなお話を伺ったのですけれども、それはそういう理解でよろしいですね。

○委員長（今村好市君） 荻野課長。

○環境水道課長（荻野恭司君） 委員のおっしゃるとおりでありまして、処理施設を設けていただいたのですが、工場の増設が先行されまして、処理能力を超えた形で処理し切れないものが流れてしまったということがありまして、こちらにつきましては関係機関、あと県の機関も入っていただきまして指導して、その処理施設をしっかりと整備、追加整備していただいたということで、現在は基準値以内までにしっかり処理して流していただいているという状況です。

○委員長（今村好市君） 次、ほかに。

黒野委員。

○委員（黒野一郎君） 先ほど本間委員さんがいろいろ水の話をしてながら安心、安全、先ほどから完璧ですけども、水の中の味は東西南北でどうですか。昔はよくあその水味が悪いとか、こっちはどうのこうのという話があったのですけれども、大体全て味は変わらないですか。

○委員長（今村好市君） 難しい話ですけども、福知係長。

○上下水道係長（福知光徳君） 個人個人の味覚の違いだともあるかと思いますが、その地下水を通られている北地区と東地区とか南地区、地下水のみのところというのは昔から変わらずにそれなりにおいしいお水かなというふうには聞いております。

○委員長（今村好市君） 黒野委員。

○委員（黒野一郎君） 昔というのか、最近はわからないのですけれども、先ほど西の話も出たのですけれども、北と、大曲近辺は昔は西から来ていたという話も聞いているのですけれども、低いからだかそれはわかりませんが、西のほうから大曲、大荷場もちょっと、あの辺は味が悪いねって言っていましたけれども、その辺は。

○委員長（今村好市君） 福知係長。

○上下水道係長（福知光徳君） 現在は、黒野委員さんのおっしゃられるとおり、大曲地区とか大荷場地区あたりも西の配水場のほうから配水はされている状況でございます。

○委員長（今村好市君） 黒野委員。

○委員（黒野一郎君） 先ほどは5カ所あるわけですけども、北の場合だけを見ると業者に点検というのか、委託管理していると思うのです。時々車とまっていますから。どこかのメーカーの名前入って。それは

委託しているわけですが、その業者が5カ所全部1社で点検しているのですか。その辺。

○委員長（今村好市君） 福知係長。

○上下水道係長（福知光徳君） 1社、藤田水道受託というところの会社が全部の浄水場の管理を受託していただいております。

○委員長（今村好市君） 黒野委員。

○委員（黒野一郎君） 月に何回ぐらいか。毎週なのか、毎日では当然やらないでしょうけれども、トラブルがまた起きた場合については、緊急指令が出て突然何らかの連絡で来るのでしょうか、それを含めて。

○委員長（今村好市君） 福知係長。

○上下水道係長（福知光徳君） 一応水道法に基づきまして毎日検査というものがございますので、毎日検査はしております。あと、定期的に水質の分析する会社がございますので、水質検査項目が全部で51項目ございます。それを振り分けて、毎回それ全部やるわけではないのですけれども、月に1回程度そういう会社に委託して水質検査も行っております。藤田水道受託は、毎日検査する項目については毎日全浄水場を管理しております。そのほか機械等の管理も行っております、おっしゃられたとおり何か緊急事態で機械が故障したとなりますと、メールですとか、あとはパソコンで見られるような画面もございますので、どこが故障したかわかりますと、すぐ第一にその受託会社が担当者が駆けつけるという状況になっております。

○委員長（今村好市君） 黒野委員。

○委員（黒野一郎君） 水の話またあれですけども、北のタンク、万が一最近もう火事も多いですけども、前もでかいのがありましたけれども、万が一5時間、10時間と連続で燃えていると、消火栓も使うのですけれども、消火のタンク、水がなくなってしまうと一般の人にも配給できないわけですけども、どのくらいもつのですか。いっぱいなくなるとは、そっくりなくなるとはもう無理でしょう。その辺は。

○委員長（今村好市君） 荻野課長。

○環境水道課長（荻野恭司君） 北の浄水場、昭和36年板倉町で最初に整備された浄水場です。あそこの貯水池が15メートル、容量として200トンだったと思ったのですけれども、入るようになっていきます。当時は北地区全域をエリアとして供給できていたのですけれども、各家庭で使う水道の量が増えてきているということもあります。また、施設そのものが取水能力も落ちてきています。そういったことでエリアを絞った形で1区、2区の高台、あと西岡新田3区、あそこら辺までをエリアということで流しております。そのほかにつきましても、低い細谷、大荷場、大曲、そこら辺につきましても西から供給しているということでございます。また、火事等が発生しまして水を多く短時間で使用するということになれば、今申し上げた容量しかございません。取水量が大体時間50トンから60トン程度しかありませんので、それを上回るほど例えば消火活動で使った場合には水がなくなると。当然一般家庭にも供給できない。ただ、やはり優先的にはそういった災害対応が優先されますので、そちらに使用していくということにはなろうかと思っております。

以上です。

○委員長（今村好市君） 岡里観音前150世帯ぐらい北の水源から送っていたのだけれども、それを外しても足りないのだ。

○環境水道課長（荻野恭司君） 以前につきましても、今委員長さんからありましたとおり館林の岡里観音地区にも北から給水しておりましたけれども、今は館林に切りかわっております。そこを除いても足りない

状態ということになります。

○委員長（今村好市君） 黒野委員。

○委員（黒野一郎君） 今話があった観音は昔から、今変わったのですね。大島の。ああ、そうですか。
最後に、離はどこから来ているのですか。離は。

○委員長（今村好市君） 荻野課長。

○環境水道課長（荻野恭司君） 離集落につきましては、東の第5水源浄水場から供給しているということ
でございます。離を通りまして、細谷の県道から東の部分、ここまでをエリアということでその東第5水源
浄水場から供給しております。

○委員長（今村好市君） ほかに。

小林委員。

○委員（小林武雄君） ごみの収集の関係でちょっとお聞きしたいと思うのですが、一般ごみ、毎週月、火、
木、金ですか、収集していると思うのですが、ごみですから、やはり毎日出ますので、休むことなくやはり
回収しないとだめだと思うのですが、これの業者、要するにパッカー車ですか、あれは何台ぐらい使用して、
何台、業者はどのぐらい使っているのかちょっとお聞きしたいのですが。

○委員長（今村好市君） 星野係長。

○環境係長（星野一男君） 板倉町を二分しまして、今おっしゃられたように月、木、火、金と燃えるごみ
と生ごみの収集しております。燃えるごみと生ごみにつきましては、パッカー車3台で半分に分けたものを
収集しております。そのほか、水曜日が危険物と言われるごみを収集しているわけですが、そちらに
つきましては平ボディーの車4台で収集をしております。

○委員長（今村好市君） 小林委員。

○委員（小林武雄君） 業者は、これは1業者か2業者か、その辺はわかりますか。

○委員長（今村好市君） 星野係長。

○環境係長（星野一男君） 業者につきましては、毎年入札方式で見積もりをとりまして、1業者で実施し
ております。

○委員長（今村好市君） 小林委員。

○委員（小林武雄君） ちなみに、その単価はお幾らになっているのですか。

○委員長（今村好市君） 星野係長。

○環境係長（星野一男君） 単価、キログラム当たり単価という契約ではございませんで、主要事業の概要
にも載せてありますが、生ごみと可燃ごみを207日間、それと不燃ごみを48日間という収集日を設けまして、
それに合わせた建設工事という設計書みたいなものを作成しまして、その中でトラックですとか、パッカー
車のガソリン代とか、あと人件費等を設計した中で見積もり出していただいて、金額的に今決算額で2,700万
円ということで契約しております。

○委員長（今村好市君） 小林委員。

○委員（小林武雄君） そうしますと、年間を通してこの日数でもうお願いしますということで一応契約を
とって、この金額でお願いしているということですか。

あと、それに関係するのですが、持ち込みのそこの資源ごみ、持っていくごみがありますよね。月の奇数

月か、奇数月で日曜日、年間6回、この持ち込みの粗大ごみのやつがあるのですが、これの利用状況と、あとは今隔月なのですが、これを毎月に、日曜日しかできませんので、サラリーマンの方は、ですからその日曜日のほうの回数を増やすような考えはあるかどうか、そこを聞きたいのですが。

○委員長（今村好市君） 星野係長。

○環境係長（星野一男君） 今の日曜日の利用の方の関係ですけれども、25年度より、24年度前は粗大ごみということで限られた布団ですとか、そういった大きなたんすですとか、そういう粗大ごみにつきましては日曜日しか受けていないというような受け入れ態勢だったのですけれども、25年度より平日の月曜日から金曜日まで全て粗大ごみも含めた収集受け入れをいたしますよという形の形態に変えまして、以前日曜日の受け入れが大変混雑しまして、消防署の前まで道路が車でいっぱいになって緊急車両が出勤できないよというふうな苦情をいただいた経緯もございますが、そのような対策をとったことによって日曜日の受け入れも今スムーズに、場外に出て車が並ばない程度に収集ができておりますので、一応成果は出ているのかなと思っております。

○委員長（今村好市君） 小林委員。

○委員（小林武雄君） その結果は私も実際に利用していますから、わかるのですが、日常、月曜から金曜日まで搬入できない方が結構今サラリーマンの方が半分ぐらいいると思うのです、この板倉では。そうすると、やはり日曜日搬入できるというか、させてもらえる機会を増やしてもらえればもっと利用しやすいのかなという感じがありますので、それがもし検討できればお願いしたいなと思います。

あともう一つなのですが、ごみステーション、各行政区にみんなあると思うのですけれども、その一応行政区で管理委託やっていると思うのですけれども、昔よくごみステーションのところに行政区以外、町外とか、ごみを捨てていく人がちらほらとあったという情報を聞いていますが、今そういうのはなくなりましたか。

○環境係長（星野一男君） 今のごみステーションの管理の関係でございますけれども、町外の方が板倉町のごみステーションに捨てていくという事例は少なからずもございます。また、逆に板倉町のごみを隣の藤岡町さん、明和町さん等に捨てられたという事例も数多く受けております。

○委員長（今村好市君） 荻野課長。

○環境水道課長（荻野恭司君） 小林委員さんからの日曜日の受け入れということについてちょっと答えさせていただきますけれども、今係長が申し上げたとおり、25年度から今の体制にしたのです。平日も受け入れ、加えて奇数月の日曜日を指定してということでさせていただいております。今の状態が結構うまく回っているのではないかなというふうに考えております。先日も13日受け入れたのですけれども、結構町内の住民の方持ってきていただいております。渋滞もなくスムーズに処理していただいているということがありますので、もう少し今の状態は続けていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（今村好市君） 小林委員。

○委員（小林武雄君） その日曜日の受け入れに関しましては、しばらく様子見てもらいまして、もしあれなら日曜日使う方が行きますので、その方にちょっとアンケートなり、ちょこっと聞いてもらって、その辺の改善策がもしあればそれをやらしてもらえばいいかなと思うのですが、よろしく願いいたします。

あと、町外とか、ごみが入ってくるということなのですが、うちの町からもやはり町外に持ち出ししている人がいるのですね。そういう情報があるということは。

○委員長（今村好市君） 星野係長。

○環境係長（星野一男君） 町外に名前の書いたものが中に入ったもので、板倉町さんのごみがあるのだけれどもというような町外の市町村からの問い合わせ等もございます。その辺につきましては、おあいこではないのですけれども、板倉町のごみも行きますし、向こうのごみも来ます。その辺でお互いの自治体で、では処分しましょうということで町の職員がとりに行って処分はしております。

○委員長（今村好市君） 小林委員。

○委員（小林武雄君） そうしますと、その辺のところはやはりPRか何かして、持ち出ししないというか、町外に捨てないような形の啓蒙というか、その辺も今後進めてもらえばと思いますので、よろしくお願いいたします。

終わります。

○委員長（今村好市君） ほかに。

亀井委員。

○委員（亀井伝吉君） 加須市から水道を引いているお宅が4軒ばかりあるのですけれども、その料金は加須市に払っていると思うのですけれども、ちょっと水の出が悪いということでお宅の方が向こうへ行かれたら、頭にくるぐらいにはねのけられたといういきさつ聞いたのですけれども、その辺対処していただければと思うのですけれども、4軒ばかりですけれども、1軒は2階へポンプで上げて使っている、そういう状況なのですけれども、何とか考えていただければと思うのですけれども。

○委員長（今村好市君） 荻野課長。

○環境水道課長（荻野恭司君） 亀井さんがおっしゃるのは、向間田地区になりますよね。何軒か板倉町内に入っているということで、ただ向間田地区につきましては、給水しようとするすと堤防を水道管持っているかなくてはならなかったりという問題が、大変大きな問題があるということがありまして、水道を整備した当時ですから、多分昭和30年代の後半ぐらいになるのかなと思うのですけれども、当時板倉町長と北川辺町長だったのでしょうか、協定の取り交わしを行いまして、あのエリアにつきましては埼玉県側、当時の北川辺の水道を引くということで来ております。先ほど申し上げたとおり、時代が変わりまして1人当たりの使用する水道の量が増えてきているということがあります。そんな中で当然水道管、特に給水管についてがどうしても細い形になってきたということで出が悪くなってきたということになるのかと思います。これにつきましても、私が今担当する前だったと思うのですけれども、記録等を見ますと再度埼玉県の当時まだ北川辺だったのでしょうか、協議したのですけれども、やはり北川辺もあえて投資をして太くはできませんという回答があったみたいなのです。当然北川辺の水を使っている関係がありますので、条件を緩和しようとした場合には今度原因者負担、使っている人が自分でお金を出して太くしなくてはならないという条件となってまいります。当然板倉町内でも同じです。板倉町の水を使っている町民の方で出が悪いよということになれば、本管からご自宅までの管が細いというのも原因の一つとして考えられます。それを改善しようとした場合には、やはり原因者負担ということで使われている方が負担をいただいて太くしていただかなければならない。ただし、本管部分については町が水道工事あるいは道路の改修工事等の場を利用して支障がない口径まで増

やしてきているというのがあります。ただし、今の繰り返しになってしまいますが、給水管の扱いにつきましては原因者のご負担をいただくということにはなろうかと思えます。

○委員長（今村好市君） よろしいですか。

○委員（亀井伝吉君） 済みません。では、その辺、本管が細いのかはもう一回よく確認しまして、またお願いしたいと思います。ありがとうございます。

○委員長（今村好市君） あそこは栃木市もあるのだと思うのです。藤岡。もとの。恐らくそこも下宮が、下宮地区は出が悪いのかなと思うのですけれども、その辺をやはり栃木市と板倉町と今の加須市で多少協議をして、本管だったら少しは、ではお互いが負担してというふうな話もしてやらないと、同じ町民で税金払っているのだけれども、全く出が悪いというのだとちょっと不公平感があるので、ちょっとその辺は協議したほうがいいのかなどは思うのですけれども。よろしくお願いします。

青木委員。

○委員（青木秀夫君） 余計な話だけれども、あそこに、だって道の駅なんていうのもあるでしょう、そばに。だって、あそこへ水来ているのだから、板倉だけ差別しているということないのでしょうか。おまえ、よその者だから、細い管の布設してあるとか、北川辺の住民も住んでいるのだろうし、道の駅なんていうのが、でかいのがあるのだから……

[何事か言う人あり]

○委員（青木秀夫君） ああ、なるほどね。別ルートでね。では、いいです。

いいですか、福地さん。では、ちょっといいですか。11ページあけてください。11ページの5番の繰り延べ収益というのあるでしょう。貸借対照表で。それで、さっきも出ていたのだけれども、長期前受け金というのがここに8億5,400万円のっているのですけれども、この前受け金の8億5,000万円というのは、これどこから前受け金、受け取る先はどこからどこなのですか、これは。これどういうものなのだからちょっと説明してみてください。その下の繰り延べ収益合計というのが何なのかわからないのです。

○委員長（今村好市君） 福知係長。

○上下水道係長（福知光徳君） こちらにつきましては、先ほど課長が申し上げました会計基準等の見直しによってこういう、会計基準の見直しによりまして、平成26年度からこういう先ほど委員さんが申されました繰り延べ収益という科目と、あと長期前受け金というのを表示することになりました。こちらにつきましてはのどこから来たかというお話だと思いますが、今まではこれ先ほど課長が申しました補助金ですとか、分担金、工事負担金がここに来ているというものでございます。今までは資本という扱いで、補助金をもらいますと資本準備金という資本金のところに入っていたのですけれども、それが会計基準が見直しになりまして、繰り延べ収益というところの負債のところに入れなさいよということで、民間に近づける処理をするので、そういうことしなさいよということで基準が変わって、こういう形になっております。この長期前受け金を毎年減価償却に見合った分を収益化する、負債をなくして収益に持っていくということでバランスがとれるような会計になるというような仕組みということで聞いております。

○委員長（今村好市君） 青木委員。

○委員（青木秀夫君） 26年度から会計基準が、方式というか、変わって、これが発生したのだ。こんな初めて見るこれ用語だし、ちょっとなじみないよね。繰り延べ収益なんて。それで、長期前受け金というのは、

補助金とか、今までの、そういうものの累計かい。

[「はい、そうです」と言う人あり]

○委員（青木秀夫君） 補助金は、ではもらったものではないのだ。もらったけれども、負債勘定に入れるということは、預かっているようなものかい。前受け金。補助金でもらったのだから、普通なら負債ではないよね。もらったのだけれども、一時預けて、もらったというか、もらったものがもらったものではないのだ、補助金の受けても。どういう勘定になるの、これ。

○委員長（今村好市君） 福知係長。

○上下水道係長（福知光徳君） 補助金はもらったということになるのですけれども、会計処理上負債に一応入れておいて、減価償却の逆というのちょっと言い方おかしいのですけれども、まとめて補助金って1年度にぼんと来ますけれども、それでもらった補助金で水道管を整備したりします。その水道管について、耐用年数が仮に10年とかってありますので、その10年間にもらった補助金を会計上は割り振りなさいよということで、いったんは負債勘定で繰り延べ収益で長期前受け金に入れるのですが、それを取り崩して一年一年減価償却と見合った分を収益化していくというような流れになるようなのですけれども、一応もらったものであるということでは、補助金はもらったものであるということにはなると思いますが。

○委員長（今村好市君） 青木委員。

○委員（青木秀夫君） 例えば、ではもらったものだけれども、20年間で償却していくと、実質にもらったのは1年に20分の1ですよ。それがこの三角で2億6,300万円というので、こういうふうに処理していけると、そういうことなのだ。だから、全額くれたのだけれども、補助金出したけれども、それは単年度では例えば20分の1なのですよ。一気にくれたのではないのだよ。だから、こういうふうに会計上こういう長期前受け金とかというので上げろということで負債勘定に上がっているわけね。はい、わかりました。

○委員長（今村好市君） ほかに。

荒井委員。

○委員（荒井英世君） 水道関係、21ページ、配水及び給水費の漏水の関係ですけれども、漏水調査業務ありますよね。これは毎年やるのでしたっけ。何年かに1回でしたっけ。

○委員長（今村好市君） 福知係長。

○上下水道係長（福知光徳君） 今まで1年置きにやっていたのですけれども、24、25は毎年という形で行いました。

[何事か言う人あり]

○上下水道係長（福知光徳君） 失礼しました。25、26が続けて行いました。

○委員長（今村好市君） 荒井委員。

○委員（荒井英世君） それで、漏水検査、さっき41件と言いましたっけ。件数。26年度41件。それで、その調査やって、漏水調査やって、そのときの漏水しているという箇所は何力所くらいあったのですか。

○委員長（今村好市君） 福知係長。

○上下水道係長（福知光徳君） 先ほど荒井委員さんが申されました41件というのが25年度に比較して増えたということで、26年度につきましては77件ございました。そのうち本管が7件ということでございます。これ内訳が17ページのところに、その漏水件数、（3）番という一番下のところに書いてございます内容で

ございます。一番上が配水管、これ本管という意味でございます。7件と、給水管がこれが家庭に引き込む管でございます。70件ということでございます。漏水調査で26年度に行いました発見件数でございますが、全部で20件ございまして、本管は1件ということでございます。

○委員長（今村好市君） 荒井委員。

○委員（荒井英世君） そうしますと、26年度77件言われましたよね。当然その調査業務の中で出た20件、それも入っているわけですね。

○委員長（今村好市君） 福知係長。

○上下水道係長（福知光徳君） その分も含んでいるということでございます。

○委員長（今村好市君） 荒井委員。

○委員（荒井英世君） 今でも例えばほとんど石綿管ですね。例えば漏水、その修理するとき、その石綿管は今でも地中に埋めておくのですか。取り上げないですね。石綿管。

○委員長（今村好市君） 福知係長。

○上下水道係長（福知光徳君） 漏水修理で行った部分について、管が割れていたりするときはその部分だけ切り取って、そこを新しい管にかえるということはしますが、場合によってはそのまま補修だけして、こういうちょっとかぶせるような部材もございまして、そういうのかぶせてそのままにしておくような状態です。石綿管につきましては、広域化に伴いまして、一応平成36年度までに全部伏せかえるというふうな計画でございますので、応急処置としてはそういうこともやっております。かぶせて漏水を一時とめておくというふうな状況もございまして。

○委員長（今村好市君） 荒井委員。

○委員（荒井英世君） そうしますと、いずれその石綿管、例えば何メートルくらい石綿管交換するのでしょうか。それいずれ取り上げるという形になるのですか。今度は。

○委員長（今村好市君） 福知係長。

○上下水道係長（福知光徳君） 老朽した石綿管なのですけれども、今までの処理と今後につきましても県道等とか国道につきましては一応撤去しているのですけれども、町道につきましてはそのままちょっと置いてあるような状況でございます。

○委員長（今村好市君） 荻野課長。

○環境水道課長（荻野恭司君） 補足してつけ加えさせていただきます。

老朽管と言われます石綿セメント管、石綿管と言いますが、まだ町内に1万8,000メートル程度、18キロ程度残っています。これを広域化の中では10カ年計画で全部布設がえしていこうということです。道路管理者の占用を受けまして道路の部分に伏せてきているというのが一般的であります。道路管理者と協議の上、町道につきましては基本的には埋め殺し。そのまま。布設がえしたとしてもそのまま。ただ、県道とか国道につきましては、管理者からの指示を受けまして撤去しているというところもありますし、一部は水道管にモルタルを注入して済ませているというところもあります。方法としては、道路管理者と協議の上決めてきているという内容となります。

以上でございます。

○委員長（今村好市君） 荒井委員。

○委員（荒井英世君） 結局、町道の場合埋め殺しですよ。それ本来は取り上げるのが一番いいのでしょうけれども、ただそれするといろいろ費用もかかるし、難しい部分があるので、当面は埋め殺しでやっていくということですね。はい、わかりました。

○委員長（今村好市君） ほかに。

黒野委員。

○委員（黒野一郎君） 111ページの星野係長のところの環境関係ですけれども、一番上に、前もって予算があったかなと思うのですけれども、最近少なくなってきた予算で、よくなってきたかと思うのですけれども、ネズミがよく前は配線食べてしまったとか、食われてかなりの支出が出たということでいろいろ、1万円、2万円ではなくて何百万円という配線あったでしょうけれども、最近少ないのですか。

○委員長（今村好市君） 星野係長。

○環境係長（星野一男君） ネズミの被害につきましては、ここ数年ございません。

○委員長（今村好市君） よろしいですか。

黒野委員。

○委員（黒野一郎君） それで、その下、これと関連しているのかちょっとわからないので、質問したいのですけれども、活性炭交換作業委託料というのは、業者がやはりどこかでお願いしているのでしょうか、1社で500万円こういうふうになるのですか。

○委員長（今村好市君） 星野係長。

○環境係長（星野一男君） こちらの活性炭交換作業委託料につきましては、資源化センター工場内に3カ所活性炭が設置してありまして、A、B、Cという形になっているのですけれども、それを毎年、本来ならば毎年3カ所を交換するというのが活性炭でおいを取って外に出すということになっていっているのですけれども、予算の関係もございまして、3カ所を1年ごとに交換でやっているという形でやっております。業者につきましては1社、随契でやっております。

○委員長（今村好市君） 黒野委員。

○委員（黒野一郎君） 3カ所を交代ということは、結構一つの箇所が高いのですね、値段が。

○委員長（今村好市君） 荻野課長。

○環境水道課長（荻野恭司君） 今説明させていただきました活性炭の交換作業につきまして、補足でつけ加えさせていただきますけれども、資源化センター、燃えるごみと生ごみと2つを扱っているという中で、燃えるごみについては住民の方から出されたものを袋ごと細かくしまして、水分を飛ばす作業があるのです。そのときに当然におい等も大変きついというところがあります。そのままですと施設の外に臭いものが出てしまうというところがありまして、そのにおいを消すためにこういった活性炭を利用して、消臭機というのかな、消臭機を設置してあると。それが3台あると。大変大きい機械なものですから、その交換作業については1台ずつ、年度を区切った形で交換してきているという状態の中で、今回は真ん中のBという大変大きな消臭機につきまして交換をしたということで、一応529万円ほどかかっているということがございます。

以上でございます。

○委員長（今村好市君） 黒野委員。

○委員（黒野一郎君） では最後に、それだけの金額含めてですから、効果はあるわけですね。

○委員長（今村好市君） 星野係長。

○環境係長（星野一男君） 資源化センターに年間通して施設見学来られる方もいらっしゃるのですが、その中でにおい等のにおいがするねということをもらわない程度のおいには取れていると思います。

○委員長（今村好市君） よろしいですか。

ほかにもしなければ終了したいのですが、よろしいでしょうか。

○委員（青木秀夫君） 確認したいのだけれども、さっきの長期前受け金だけれども、今年これに変わったというのだけれども、この前の会計ではこの8億円は資本金の中に繰り込まれていたの。

○委員長（今村好市君） 福知係長。

○上下水道係長（福知光徳君） 資本の中にあります資本準備金というところに入っていました。

○委員（青木秀夫君） 資本準備金に入っていたのを今度はこういうふうに変更したわけか。

○上下水道係長（福知光徳君） 割り振るように変更になったということです。

○委員（青木秀夫君） 項目変更したわけ。

○上下水道係長（福知光徳君） はい。

○委員（青木秀夫君） わかりました。

○委員長（今村好市君） それでは、環境水道課については以上で決算の審査終了いたします。ありがとうございました。お世話になりました。

次の会計課については、11時半から行いたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

休 憩 （午前11時15分）

再 開 （午前11時27分）

○委員長（今村好市君） それでは、再開をしたいと思いますが、続きまして会計課の決算審査を行いたいと思います。

最初に、会計課長のほうから説明をいただいて、その後質疑で審議をしていきたいと思います。どうぞよろしく願います。

○会計課長兼会計係長（山口秀雄君） それでは、ご説明をさせていただきたいと思います。

それでは、お手元の26年度の決算書をごらんになっていただきたいと思います。この決算書の作成というのも会計課の一つの仕事になっておりますので。

まず、関係していますのが歳入の関係でありますけれども、35ページをお願いいたしたいと思います。歳入の34、35ページでございます。こちらの16款の財産運用収入、その中の2目利子及び配当金、ずっとそれを右のほうに行っていただきますと備考にそれぞれありますが、これは各基金の利子の収入ということで、財政調整基金から始まりまして、奨学基金の利子収入までというふうなところが歳入の関係でございます。これそれぞれ定期預金だとか譲渡性預金とか、それぞれの金利で計算をされた形の積み上げでございます。

それから、ページを3ページほどめくっていただきまして、40、41ページをお願いいたしたいと思います。こちら、20款の諸収入の中の2目の上から3行目ぐらいですが、町預金利子ということで、この預金利子につきましては歳計現金の預金利子の収入ということでございます。

収入については以上でございます。

続きまして、歳出についてご説明させていただきます。決算書のページ、54、55ページをお願いいたします。こちらの2款総務費の中の4目の会計管理費、下から枠で2つ目の枠でありますけれども、備考に会計管理事業ということで53万4,641円ということでございます。内容につきましては、需用費と、それから役務費ということになります。需用費につきましては一般の事務費、それからそれが消耗品でありまして、それから印刷製本費としまして3万1,860円、こちらはただいま申し上げました決算書の製本を委託をいたしまして、そちらが3万1,860円。105部作成をいたしまして関係のところにお配りしているという状況です。これは実際製本というか、実質的にこの会計の1枚1枚は、これは町で印刷をしまして、一般会計の分は会計課で、それから特別会計の分はそれぞれの特別会計で印刷したやつを合わせまして厚紙で製本すると、その部分を委託しているということでございます。若干回りをカットしたり、整備をしているので、3万円かかるということなのですが、1冊当たり300円ぐらいというふうなことでございます。

それから、その下、役務費であります。こちらについては手数料ということで、これは指定金融機関とか、それから収納代理金融機関、それからゆうちょ、それから口座の引き落とし、それに基づいて支払っている手数料でありまして、ゆうちょ銀行については26年は4万530円で、それからほかの銀行につきましては41万2,131円ということで、足しまして45万2,661円ということになります。件数につきましては、銀行については、一般会計から出している分については税だとか保険料だとか保育料、こちらの引き落としの関係だけですので、そのものは先ほど申し上げました41万2,131円、件数としては3万8,160件ということになります。そのほか、やはり特別会計でそれぞれその手数料をお支払いしているということもございます。基本的には銀行については1件当たり10円という金額でありまして、ゆうちょはほとんどが10円なのですが、一部公金の振り込みについてはほかの銀行と違ってこれは30円ということになっておりますので、若干高目というような状況でございます。これら合わせまして先ほど申し上げました45万2,661円、合計で53万4,641円というものが歳出でございます。実質的に一般会計の歳出はこのような状況でございます。

以上です。

○委員長（今村好市君） 説明が終わりました。

質問を受け付けたいと思います。質疑ありませんか。

青木委員。

○委員（青木秀夫君） 毎月月例の監査報告に載っている現金現在簿ってあるでしょう。あの中に一般会計で定期預金というのがいつも載っているよね。この定期預金というのは、これはどういう、この会計……現金現在簿の中の1,500万円ぐらいの定期預金ってどういうものなのですか、これ。

○委員長（今村好市君） 山口課長。

○会計課長兼会計係長（山口秀雄君） こちらについては、先ほど申し上げました基金とか、さまざまな預金を関係している金融機関に預金をしているのです。1カ所だけではなくて、実際群銀さんがほとんど、85%ぐらいの割合で群銀さんに預金をしているのですが、その中で当然農協さんとか、館林信用金庫、東和銀行、郵便局とか足銀とかとあるのですが、その中で労働金庫に1,000万円、それから足利銀行館林支店に500万円ということで、その分が積んである状況なのです。ですから、これは基金以外に関係している金融機関のところ恐らく最低限預金をしておこうというふうな形で当時なされたものかなというふうに思うのですが、このお金を実際何に使うという形はちょっと私、済みません、把握していないのですけれども、基金以

外の一般の預金ということで、労金と、それから足銀の館林支店にそれぞれ積んでいるという状況でございます。

○委員長（今村好市君） 青木委員。

○委員（青木秀夫君） ずっとこれ置いてあるのだけれども、趣旨がわからないね。基金は、目的基金で庁舎建設基金とか何かとって基金にあって、定期預金になっているでしょう。これは歳計現金、この歳計現金とかというと……

○会計課長兼会計係長（山口秀雄君） 歳計現金の中です。

○委員（青木秀夫君） 中の……

○会計課長兼会計係長（山口秀雄君） 中のこれも定期預金になっています。

○委員（青木秀夫君） の金を1,500万円だけ定期預金にしているわけだ。

○会計課長兼会計係長（山口秀雄君） はい。基金という名目ではないのです。一般の会計預金という形で預金。ただし、これも定期預金ですから、同じふうに金利は生んでいるということなのですけれども。

○委員（青木秀夫君） もちろんそう。不定期な金利生むのだけれども、普通預金に、いや、わからないのは、何で1,500万円だけそんな半端に、金額大きいよ、個人では。だけれども、この中では9億円あるうちの1,500万円ずっとこれ毎回あるようなのだけれども。

○会計課長兼会計係長（山口秀雄君） そうです。ただ、この表を見ると確かにちょうどその労金と足銀のところにそれぞれ割り振られているものというのですか、これ本当は基金の中にでも入れて同じような形で労金と足銀に割り振ればいいものかなというふうに私も今思います。

○委員（青木秀夫君） 何か、ではあれですが、昔から何となくあるのでは、経緯がわからないのでは、山口課長は処理してきれいにしたほうがいいのではないのですか、これ。いつまでも……

○会計課長兼会計係長（山口秀雄君） はい、財政と相談をしたのです。多分この分だけ別に出して何かするという形ではないかと思えます。

○委員（青木秀夫君） ただ、何か昔からの慣例で、いきさつがわからないわけね。こういうの始まった。

○会計課長兼会計係長（山口秀雄君） はい。済みません。

○委員（青木秀夫君） それと、もう少し歳計現金簿というか、現金出納帳みたいなのでなかなかわかりにくいのだよね。予算、決算書と歳計現金簿というのと現金出納帳と2つあるわけで、我々には非常にこれ見えない部分でわからないので、予算書、決算書つくるときにもう少しこれをあわせて出してもらおうとわかりがいいのだと思うのだよ。少し文章で説明しながら。でないと、予算書と決算書と現金出納帳なのだよ、これ。一般の社会では。歳計現金なんて言うけれども。だから、そういうのをこれもう少しわかりやすく出してくると、私が言っているのわかる。山口課長なんか覚えてしまっているから、予算書、決算書と歳計現金簿というのは2つあるというのがわかりにくいのだ、これ。隠れているから。伏せてあるから。予算書、決算書、予算書、決算書で見せられているわけ。ところが、実際は金が動いているのはこっちで動いているわけで、これとあわせて両方わかるとお金の動きというのわかりいいので、今度何か工夫して、マンネリ的に今までどおりやってきたからというのでやるのではなくて、やはりみんなにわかるように工夫して、どういうふうにしてこれみんなに知らせるようにしたらいいかというのを工夫してください。

○委員長（今村好市君） 山口課長。

○会計課長兼会計係長（山口秀雄君） 現金現在簿というのは、監査のときに一応は監査委員さんにご説明しているのですが、これは毎日お金が動いているのをこれ毎日群銀さんから現在簿として入ってきます。それを月でいったんまとめて、その段階で例えば月末の段階の現金現在簿の残高と、それからその月の会計上の帳簿、ほかの帳簿ですね、そこの残高がちゃんと合っています、そういうことでずれはないですよという意味で説明をしています。ですから、例えば決算という場合は最終的に1年間終わった段階でのものというのであれば、やはり同じように現金現在簿だとすると、その締めた段階での残高が合っているよという説明では使えますけれども、例えば日々ということになると毎日これ……

[何事か言う人あり]

○会計課長兼会計係長（山口秀雄君） 例えば月ごととか、そういうものであれば、そういう表は同じような形でできますけれども。

[何事か言う人あり]

○会計課長兼会計係長（山口秀雄君） そうですね。この動き。ただ、実際はこの残高はきちっともちろん合っている状況ですので。それが違ってしまうと困る。

○委員（青木秀夫君） いや、たまたまこの間も季楽里の話なんていうのもあったでしょう。そうすると、予算を通らずにでもこの現金現在簿から、はい、いいですよと貸し出しもできるわけだ。一時貸し出しが。

[「できない」と言う人あり]

○委員（青木秀夫君） できないけれども、やっちゃっているわけだよ。ルール上はできないのだけれども、こういうのもだからわからない、見えないわけだから。金の出し入れというのは、他会計との貸し借りというのは、これ一応認められているから、できるのだけれども、そういうふうなものとか、こういう見えない部分があるから、何かこれの現金現在簿って、この歳計現金のこともうちよつとわかりやすく決算書なんかつくるときに説明って出しておかないとわからないのよね。なれている人はわかっていると思っているのだけれども……

○委員長（今村好市君） 逆にわからなくなってしまう、それ出されて。それは、場合によっては監査委員さんがきちんとチェックする部分で、両方出されてしまうと恐らくごしゃごしゃになってしまうのではないのかな。

[何事か言う人あり]

○委員長（今村好市君） ほかに。なければ1件だけ。

先ほどの手数料なのですからけれども、指定金融機関、今町は群銀とどこでしょうか。以前は、指定金融機関の場合は手数料取らなかったのです。いつごろから取るようになったのですか。

○会計課長兼会計係長（山口秀雄君） 町の指定金融機関というのは、これはもう1行というふうに決められていますので、これは群馬銀行ということになります。ほかに収納代理金融機関というのが先ほど申し上げました邑楽館林農協と、館林信用金庫、足利銀行、東和銀行、中央労働金庫、みずほ銀行、三井住友銀行という形で収納代理ということになっています。ほか、ゆうちょ銀行というのは基本的に先ほど言った手数料の関係で、収納代理金融機関という形ではなく、別にゆうちょ銀行とは契約をしているような形なのですが、群銀も手数料取らないという契約だったというあれですか。

○委員長（今村好市君） では、指定金融機関だけは手数料取っていないのね。

○会計課長兼会計係長（山口秀雄君） いや、取っています。基本的にみんな取っています。

○委員長（今村好市君） では、町が指定金融機関として指定をするメリットというのは何もなくなってしまっているわけ。

○会計課長兼会計係長（山口秀雄君） 一応は、今町に窓口のお手伝いとして銀行さんに来ていただいて、収納は全部、全部というか、そのいる期間はある程度受けたりということはしていただいています。それは契約上に、一応指定金融機関の契約書の中に入っています。公金取り扱い事務に必要な人員を役場内に配置するというのありますので、そういう意味ではその部分は入っています。

○委員長（今村好市君） では、ほかの指定ではない、いわゆる収納指定みたいなところと同じような委託料は群銀も指定金融機関も取っていると。

○会計課長兼会計係長（山口秀雄君） はい。

○委員長（今村好市君） わかりました。

○委員（青木秀夫君） 山口課長、予算書があると、みんな議員でも住民でも、金がない、金がないと言うと、予算書にないから、補正予算組む。補正予算組む金がない。補正財源というのはこの歳計現金の中にあるのだというの教えておかないと。1,000万円補正組むのだから、その金がないのだよと。あるのです、歳計現金の中に。それを予算組むときに入れるのであって、国なんかの話だって、わからないでアナウンサーだか何かやっている人いっぱいいるのだよ、あれ。例えば国は桁違いにでっかいから、3兆円の補正予算組むという、金がないというのに、それどこから持ってくるのだなんてテレビでやっている人いるけれども、あれあるのだよ、国。何兆円って歳計現金が。だから、3月末ごろになって補正予算組むことできるのだから、これ板倉町なんか金がないというの宣伝し過ぎないで、これだけあるのだよというのをみんなに私は教えてもらいたいのだよ、常に。500万円、1,000万円の補正はいつだって必要性があれば組めるのです。今までそういうのやっているでしょう。学校の冷房だっけ、何年かやると2億円の金が要るといって、ここに歳計現金があるから、補正予算のぽおんと組めるわけです。ある日突如。だけれども、一般にはないのだ、ないのだ、ないのだと言っていると、これがないものだと思って受けとめている人もいるから、やはりこれが予算書とは別個に歳計現金があるのだから、そこそこ町長の急ぎの補正予算だとか必要なものは組めるのだということを知らせるためにも私こういうのみんなて共有したほうがいいのかと思うので、なるべく……

○会計課長兼会計係長（山口秀雄君） 基本的には、やはり最初予算を組んで、町の財源とすると税金だとか、それから地方交付税とかというのありますけれども、例えば税金の場合、ある程度丸々全部計算上見込むということではなくて、それよりもある程度余裕を持った形で予算化していますので、それが通常より税金が入ってくると、その余裕部分というのは確かに出ている状況だと思います。ただ……

[何事か言う人あり]

○会計課長兼会計係長（山口秀雄君） いや、基本的には繰り越しをして、その年度としての予算の範囲内ということですので。

[何事か言う人あり]

○委員長（今村好市君） では、終了したいと思います。大変ご苦労さまでございました。

以上で会計課の決算審査については終了いたします。

それと、各委員さんにつきましては、15日の終わった後に事業評価のまとめをさせていただきました。それ今配りますので、終わった後というふうに思ったのですが、まだちょっと時間がありますので、特に委員さんが選定した事業の部分について確認をしていただいて、それでよければ委員会のほうから議長に対しての報告書、議長については議長から町長に対しての審査結果の提言ということでこれから最終日に進めていきたいというふうに思うのですが、どんなものでしょうか。今の時点でしたら、修正することがありましたら修正をしたいと思いますので。点数については、これはもう修正はできませんが、議会の合意結果について目を通していただければと思いますが。よろしいですか。

[「はい」と言う人あり]

○委員長（今村好市君） よろしければ、こういうことで委員会のほうから議長に対しての間読み上げました内容で報告をします。議長から町長に対しての提言については、裏側にあると思いますが、同じような文面になっておるのですが、こういう形で25日に議長から町長に対して評価に基づく提言ということでしたいと思うのですが、これもよろしいでしょうか。

[「はい」と言う人あり]

○委員長（今村好市君） では、そういうことで進めさせていただきます。大変ありがとうございました。昼食を食べて1時に再開いたします。

休 憩 （午前11時46分）

再 開 （午後 1時00分）

○委員長（今村好市君） それでは、再開いたします。

続きまして、健康介護課の決算審査を行いたいと思います。

まず最初に、担当課のほうから説明をお願いいたします。説明については概要説明で、要点説明でよろしくどうぞ、お世話になりますが、お願いいたします。

○健康介護課長（落合 均君） それでは、こんにちは。健康介護課でございます。よろしくお願いいたします。

健康介護課につきましては、お手元の次第にもございますが、介護高齢係、保険医療係、健康推進係、保健センターとなりますが、3係において事業を実施してまいりました。一般会計で高齢者の福祉事業関係、また金額の大きいものと一般会計の繰出金といたしまして国保、介護保険、後期高齢特別会計の繰出金、大きな金額がございました。また、お子さん、障害者の方、高齢者の方、母子家庭等の保健医療診療分の自己負担の助成に対する福祉医療費の支給事業、こちらも大きな金額でございます。また、保健センター関係では邑楽館林医療事務組合の負担金、厚生病院の関係が中心となりますが、負担金、住民健診事業、各種がん検診事業、新規で重点事業とさせていただきました任意の予防接種の町単独事業等を昨年は実施をさせていただきました。

一般会計のほかに特別会計、後期高齢者医療特別会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計の3つの特別会計も管理運営をしております。主な決算状況でございますが、後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入総額は前年に対しまして0.9%の減、歳出総額は0.1%の増の決算額となりました。

国民健康保険特別会計につきましては、前年度に比べまして歳入総額は2.4%の増、歳出総額は3.3%の増、

歳入歳出とも伸びたような決算額となりました。

介護保険特別会計につきましては、前年度に比べまして歳入総額が4.2%の増、歳出総額は4.8%の増、やはり歳入歳出とも4%強の増という決算額となりました。

それでは、細部につきましてこちらから、担当から順次ご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（今村好市君） 小野寺係長。

○介護高齢係長（小野寺雅明君） 介護高齢係からご説明をさせていただきます。

まず、一般会計ですが、歳入については町で実施いたしました事業に対する県補助金等でございますので、省略させていただきます。歳出についてご説明を申し上げます。歳出につきましても新規事業等がございますので、比較的金額の大きいもののみとさせていただきます。

それでは、一般会計の決算書84、85ページをお願いしたいと思います。この一番下になるのですが、ちょっと切れてしまっていて、一番下見ていただきますと「3款1項2目高齢者福祉」まで入っていて、翌ページを見てもらいますと「費」ということでちょっと切れております。実際86、87ページの備考欄をお願いしたいと思います。備考欄の一番上の老人保護措置事業をお願いします。これにつきましては、562万3,562円でございます。この事業は、65歳以上の方で環境上の理由及び経済的理由により自宅等で養護を受けることが困難な方を養護老人ホームに入所委託をしている事業でございます。平成26年度におきましては、当初3名の方が入所されておりましたが、昨年9月、1名の方が退所され、現在2名の方が老人保護措置といたしまして養護老人ホームに入所されております。

続きまして、その下の社会参加促進生きがい活動推進事業の3番目の敬老祝金支給事業をお願いいたします。730万2,751円でございます。この事業は、町内にお住まいの高齢者の方に対して、敬老の意を表し、福祉を増進することを目的として実施しております事業です。平成26年度につきましては、75歳以上84歳までの方1,305人にお祝金といたしまして3,000円を、85歳以上89歳までの方460人と91歳以上の方214人に5,000円を、合計しますと1,979の方に敬老の日を基準といたしまして民生児童委員の皆様にご協力をいただき、敬老の集いの通知、あと記念品と一緒に配付をさせていただいております。90歳になられた方につきましては、別の事業の卒寿者の慶祝訪問の事業で対応しております。

次に、備考欄の下のほうとなりますが、在宅福祉推進事業という二重丸がございまして、1番目の緊急通報装置設置をお願いします。205万5,708円でございます。この事業は、65歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯及び日中または夜間に家族が留守になる方で、身体状況が日常生活に支障、不安を有する方が対象となり、本体またはペンダント型の装置を押すことで館林地区消防組合と電話回線で直通することによって迅速かつ正確な救護体制がとれ、高齢者の生活不安の解消及び人命の安全を確保するとともに、高齢者福祉の増進を図ることを目的としている事業でございます。平成26年度末で84台を設置している状況となっております。

次に、その下の在宅要介護高齢者紙おむつ給付をお願いします。174万5,315円でございます。在宅で紙おむつが必要な65歳以上の高齢者あるいは身体障害者手帳1、2級の方に紙おむつの給付券を支給しております。平成26年度は、172名の方に支給しております。この事業につきましては、県から2分の1の補助がございました。

次のページをお願いいたします。また備考欄をお願いいたします。丸2つ目の介護保険特別会計繰出金1億8,289万3,285円です。繰出金の説明につきましては、介護保険特別会計の一般会計繰入金でご説明を詳しく申し上げたいと思います。

以上で介護高齢系の一般会計の決算の説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

続きまして、介護保険の特別会計についてご説明を申し上げたいと思います。介護保険事業につきましては、40歳以上の2号被保険者……

[何事か言う人あり]

○介護高齢係長（小野寺雅明君） では、まず事業の概要についてなのですが、40歳以上の2号被保険者と65歳以上の1号被保険者の保険料、あとそれに国と県及び町の財源により運営をしております。板倉町の平成26年度末現在の65歳以上人口が4,263人、高齢化率が27.8%でございます。保険給付費におきましては、10億2,910万5,510円で、要介護認定者651人で、介護の各種サービスを受けております。

決算書に入っていきたいのですが、介護保険特別会計決算書の6ページをお願いしたいと思います。介護保険の特別会計の6ページです。後ろのほうになるのですが、緑色で見てくださいと、緑色の4つ目です。一番前から見て4つ目の緑色の表紙の後です。結構後ろのほうになってくると思います。後期のもっと後ろになります。6ページ、7ページということをお願いしたいと思います。

[何事か言う人あり]

○介護高齢係長（小野寺雅明君） 済みません。緑の紙が抜けていたみたいです。済みませんでした。申しわけなかったです。

では、決算書の6ページ、7ページをお願いいたします。歳入です。一番上の部分になりますが、1款1項1目保険料が2億2,339万5,791円でございます。この歳入は、第1号被保険者4,400人の方からの保険料にこの3番目の滞納繰り越し分を加えたものでございます。給付費の21%相当額でございます。

次に、その下になります3款国庫支出金、次のページをお願いしたいと思います。この真ん中辺に4款支払基金交付金、その下に5款の県支出金とあるのですが、これにつきましては歳出の2款保険給付費及び歳出の5款の地域支援事業に対しまして国の定めた、決まった割合で交付されるものですので、省略をさせていただきます。先ほど一般会計の説明で触れました一般会計繰入金についてご説明申し上げたいと思います。

次のページをまたお願いしたいと思います。真ん中よりかちょっと下になりますが、7款1項一般会計繰入金1億8,289万3,285円です。先ほどの繰出金と同じ金額となっております。内訳としまして、1目の介護給付費繰入金1億2,863万8,188円でございます。給付費の12.5%ということになっております。

次に、2目地域支援事業交付金、介護予防事業158万4,591円、事業費のこちらにつきましても12.5%でございます。

その下の3目地域支援事業交付金、包括的支援事業、任意事業273万3,959円、こちらにつきましては事業費の19.75%でございます。

次のページをお願いしたいと思います。4目その他一般会計繰入金としまして4,993万6,547円でございます。職員に係る人件費及び事務費等の繰入金でございます。

歳入の説明は以上となります。

次に、同じ会計なのですが、16、17ページをお願いしたいと思います。歳出でございます。歳出につきましては、支出済額の欄で説明をしたいと思っております。1款総務費4,997万4,488円でございます。こちらにつきましては、昨年度比で約1,340万円の増となりました。増の内訳としましては、平成26年度第5期保険事業計画の最後の年度でしたので、6期の介護保険事業計画を策定するための委託料、あとそれと職員が1名増になったための増、それと介護保険制度改正に伴うシステム改修費と社会保障・税番号システムのシステム改修の委託料、最後になりますが、認定調査を担当する臨時職員の経費を後ろの5款から1款に移したための増額となっております。

次に、18、19ページをお願いしたいと思います。下のほうになりますが、2款給付費です。先ほども言いましたが、10億2,910万5,510円で、前年度比の5%の増でございます。給付費につきましては、要支援、要介護認定者の方が平成26年度1年間に利用した介護の各種サービスにかかった費用の9割分を国保連合を經由しまして各種事業所に支払った費用でございます。増額の要因としましては、要支援、要介護認定者の増による増額ということですが、

次に、ちょっと飛ぶのですが、28、29ページをお願いしたいと思います。真ん中になりますが、28、29をお願いしたいと思います。真ん中辺になりまして、5款の地域支援事業、金額は2,651万9,562円でございます。内訳としまして、1項1目二次予防事業ですが、1,141万2,098円でございます。これにつきましても約196万円の増となりました。増の要因としましては、二次予防対象者把握事業におきまして、第6期の介護保険事業計画の策定に当たりまして、通常は基本チェックリストというチェックリストで二次予防対象者を把握するのですが、この年は日常生活圏域ニーズ調査という調査で把握したため、質問項目等が増えたため、委託料が増えたということになっています。この二次予防事業の前提としましては、要介護状態となるおそれの高い状態にあると認められる65歳以上の人を対象として実施された事業です。内容としましては、各種教室や訪問指導を行った経費となっております。

次に、30、31ページをお願いしたいと思います。2目一次予防事業126万4,632円、こちらにつきましては、一次予防ということで主に活動的な状態にある高齢者を対象にして行ってきた事業となっております。

次に、このページで同じなのですが、2項の包括的支援事業、任意事業の1目の包括的支援事業1,056万6,924円、これにつきましては昨年度比で約440万円増額しておりますが、これは平成25年度まで一般会計の緊急雇用促進事業で実施しておりましたひとり暮らし高齢者訪問事業を緊急雇用促進事業がなくなったことにより検討した結果、地域支援事業に移して事業を継続していくために臨時職員の人件費の増によるものでございます。そのほかとしましては、二次予防高齢者のサービス計画等を立てるシステムの委託料となっております。

次のページ、32、33ページをお願いします。最後となりますが、2目の任意事業327万5,908円です。主なものとしましては、家族介護支援事業302万円で、要件に該当します被保険者を介護する家族に慰労金を支給した事業となっております。

以上で介護保険特別会計の決算の説明とさせていただきます。よろしくご審議お願いいたします。

○委員長（今村好市君） 高橋係長。

○保険医療係長（高橋徳男君） それでは、保険医療係から一般会計、後期高齢者医療特別会計並びに国民健康保険特別会計の順で決算の説明をさせていただきたいと思っております。

初めに、一般会計の決算についてですが、決算書の一般会計28ページと29ページをお開きください。こちらの上段になりますが、県支出金の備考の3番目になりますが、国民健康保険基盤安定負担金3,495万5,057円、その下の後期高齢者医療保険基盤安定負担金2,395万7,631円なのですが、こちらにつきましては、国民健康保険税を賦課しているわけですが、そこの中の軽減分があります。その軽減分に対して町と県で軽減分を負担するという形になっておりまして、県の部分が4分の1、軽減額が4,246万7,600円なのですが、これに0.75を乗じさせていただいたものが県の保険基盤の負担金になります。よろしいでしょうか。

続きまして、30、31ページをごらんいただきたいと……28、29ページのほうは大丈夫で……進めさせていただきまして、続きまして30、31ページのまた上段のほうをごらんいただきたいと……

[何事か言う人あり]

○保険医療係長（高橋徳男君） 申しわけございません。先ほど県のほうは4分の1と申し上げましたが、0.75ですので、4分の3になります。申しわけございませんでした。では、もう一度説明しますが、上段の3,495万5,057円の国保の軽減分になるわけですが、先ほど申し上げました4,246万7,600円の保険税で軽減をしました4分の3、0.75を掛けたものが県の金額になっております。申しわけございませんでした。

[何事か言う人あり]

○保険医療係長（高橋徳男君） 軽減額が4,246万7,600円。これの4分の3がです。それと、申しわけないですけれども、ここに書かれているものについては保険者支援分というのがありまして、軽減額の部分と、あとは軽減対象となった一般の保険者に応じて市町村等がそれを調整をする、負担割合で調整するというのがありますので、そちらについてが4分の1という、保険者支援分というのが4分の1、保険料の軽減分として県は4分の3という形になっていまして、保険者支援分の基準額というのが先ほど4,246万7,600円と言いましたが、それではなくて、支援分としては1,241万7,428円、これに0.25、4分の1を掛けた金額が310万4,357円となります。これと先ほどの3,100万円のを足したものがこちらの保険基盤安定負担金という形になっております。

以上で歳入の説明については終了させていただきまして、続きまして歳出について主要事業を説明させていただきます。

決算書の84と85ページをごらんください。決算書の84、85ページの備考の中段なのですが、国民健康保険特別会計繰出金1億9,279万9,137円でございます。お手元の主要事業のページでいいますと44ページもあわせてごらんいただきたいと思っております。よろしいでしょうか。主要事業のページで44ページになります。両方見ていただきまして、一般会計から国民健康保険への繰出金という形の中で、国保を運営していく中で必要な職員の人件費だったり、先ほど同じような形の保険税の軽減分だったり、そういったものを一般会計から国保に繰り出している金額でございます。こちらにつきましては、主要事業の44ページのとおりこの繰出金を充てている状況でございます。こちらについての繰出金については、同じように国民健康保険の特別会計のところに繰入金というところが出てきます。また後で申し上げますが、この金額が国保会計の繰入金のところにもそのまま入ってくるような状況の仕組みになっております。

続きまして、ページの102、103ページをごらんいただきたいと思っております。よろしいでしょうか。こちらの上段にあります養育医療費支給事業の50万414円になります。この事業は、体の発育が、お子さんですね、体の発育が未熟な状況で生まれて、入院を必要としている乳児に対して退院までの期間の医療費を助成する費

用でございます。平成26年度の対象者は、板倉町は3人でした。参考に、9月14日時点での対象者はゼロという形の状況でございます。

次に、後期高齢に移らせていただきたいと思います。

後期高齢がその次のまた緑のまた中表紙があるかと思うのですが、後期高齢の中表紙のところ、6ページと7ページをごらんいただきたいと思います。保険料の関係ですが、後期高齢医療保険料、収入済額のところで申し上げますと、合計で8,625万6,400円になります。こちらなのですが、75歳以上の方もしくは65歳以上で75歳未満の方で、ある一定の障害のある方が対象になるものでありまして、こちらの障害につきましては広域連合の認定を受けた方とさせていただいております。こちらの保険料につきましては、ほとんどが18万円以上の年金者で引かれる特別徴収と、あと納付書で納める普通徴収に分けられておりまして2段ごとに分かれている状況でございます。

続きまして、同じページの下段のほうなのですが、一般会計の繰入金になります。こちらにつきましては、一般会計から後期高齢の事業に必要な事業に対しての繰り入れを入れていただいたものですので、説明のほうについては省かせていただきたいと思います。歳入でいいますと、保険料とこの繰入金の割合で会計の96.8%の歳入の割合を占めている状況でございます。後期高齢につきましては、実際は群馬県の広域連合で事業運営はしていますので、町では保険料の徴収をさせていただいている状況でございます。こちらの後期高齢の保険料ですが、26年、27年度の2カ年の保険料となっておりますが、こちらについては、28年度と29年度の2年間の保険料につきましては、また見直し、改定時期という状況になっております。参考に、今現在の均等割については4万3,600円足される所得割で計算されている条件で、上限は57万円ということになっております。

これで後期高齢の説明は終わりにさせていただきまして、国民健康保険に移らせていただきたいと思いません。

続きまして、決算書の国保なのですが、また次の緑の色があるところまで行っていただきまして、8ページと9ページをごらんいただきたいと思います。こちらの上段にあります国民健康保険税ですが、収入済額で5億2,740万5,342円となりました。こちらにつきましては、医療分と後期支援分と介護納付金という形の3つに分かれておる状況でして、医療費については医療費に係るお金を負担するというのと、後期については75歳以上の高齢者を支援する分、あと介護納付金につきましては40歳以上の介護保険の資格のある方に対してはこちらのほうで賦課徴収をさせていただいている状況でございます。

続きまして、決算書の14ページ、15ページをごらんいただきたいと思います。先ほどお話ししましたが、一般会計からの国保への繰入金という形になっております。こちらの繰入金の収入済額といたしますと1億9,279万9,137円という形になっておりまして、先ほど主要事業の44ページで説明しましたが、こちらに充てているという形でございます。

以上でございます。

続きまして、ページで24ページと25ページの歳出に移らせていただきたいと思います。ページの24、25をお開きください。こちらの2款の保険給付費になります。保険給付費につきましては、実際の医療費から自己負担を引いた金額、町が持つ医療費ですか、結果なのですが、収入済額で12億8,457万6,483円という形になりまして、前年度と比較しまして5,100万円ほど増えている状況でございます。

がお二人高齢者肺炎球菌を受けたということで、後期高齢者医療広域連合のほうから2,000円の助成が入りました。

歳入につきましては以上となります。

続きまして、歳出をお願いいたします。100ページ、101ページをお願いいたします。一番下になるのですが、備考欄の一番下の二重丸、救急医療、夜間診療、休日診療体制の充実ということで、6,254万2,837円の歳出です。主な歳出としましては、呂楽館林医療事務組合の負担金で6,200万2,000円の歳出となっております。これにつきましては、呂楽館林医療事務組合の構成市町として館林厚生病院から館林高等看護学院の運営費の負担金、それから新厚生病院を建設するための負担金となっております。

続きまして、102ページ、103ページをお願いいたします。上から4段目の二重丸、備考欄4段目の二重丸の住民健診事業ですが、729万9,203円の歳出です。主な歳出は健診委託料となります。647万5,928円の歳出でした。内容につきましては、主要事業概要の46ページをごらんになっていただきますと、この健診内容につきまして載っていますので、ごらんになっていただきたいと思います。

続きまして、がん検診事業ですが、1,994万8,385円の歳出です。やはり主な歳出はがん検診の委託料ということで、1,989万4,277円の歳出です。主要事業概要の47ページのところに健診の内容、それから受診人数等が載っておりますので、ごらんになっていただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、妊婦・乳幼児健診事業ですが、794万1,857円の歳出です。まず、報償費として208万8,900円ですが、子供の発達の節目に健診等を行いまして、お母さん、保護者が安心して子育てができるようにということで健診を行うわけですが、その際の医師、歯科医師、歯科衛生士、臨床検査技師、保健師等の報償費となっております。

続きまして、13節の妊婦健康診査委託料といたしまして573万570円の歳出です。これにつきましては、妊婦期間中の標準的な健診回数14回分の健診費用の一部を補助しているものです。14回全部受けますと9万何かがしの費用を負担することになっております。

続きまして、健診結果の事後指導16万58円ですが、これにつきましては、各種がん検診、それから住民健診等を受けた方に対して結果説明会やら各種糖尿病予防教室とか高血圧予防教室、骨粗鬆症予防教室等を行う際に係る費用となっております。

続きまして、法定予防接種事業、一番下の二重丸なのですが、3,261万8,381円の歳出でございます。主な歳出は、各種予防接種の委託料となっております。これにつきましても、金額、委託料の単価だけがこちらに載っておるのですが、内容につきましては主要事業概要をごらんいただければと思います。これにつきましては、50ページをごらんになっていただければと思います。よろしく申し上げます。

続きまして、104ページ、105ページをお願いします。女性と子どもの健康づくり事業ですが、166万6,594円の歳出でございます。主な歳出は報償金となっておりますが、この報償費につきましては、地域と保健センターのパイプ役として行政区に母子保健推進員が配置されておりますが、その方の報償費ということで、35人掛ける1万9,000円となっております。そのほかに乳幼児健診等行った中で体の動きが、はいはいがうまくできないとか、寝返りが上手ではないとか、それからもうちょっと大きくなりますと、まだ言葉がうまく出ないとか、発音が気になるとかいったお子さんの相談等も行っておりますので、その際の理学療法士、作業療法士等の報償費もこちらに含まれております。

それから、備考欄の下から3段目のがん検診推進事業（補助）となっておりますが、この中で272万4,604円の歳出がありました。歳入のところで申しあげましたががん検診推進事業の関係ですが、これにつきましても早期に発見することによって医療費の負担を軽くするとか、本人の負担も軽くできるということで、こういった検診をできるだけ多くの方に受けていただくということでこういった事業行っているわけですが、女性のがん検診につきましても、26年度については20歳の女性と、それから過去、平成21年度から平成24年度までクーポン券が出ているけれども、検診受けていない方を対象に通知をして検診を行いました。乳がん検診につきましても40歳の女性と、やはり過去クーポン券が出ているけれども検診受けなかった方を対象に検診を行う通知をいたしました。それから、大腸がん検診につきましても、40歳から60歳までの5歳刻みの方を対象に通知を出して検診を受けていただきました。その検診の委託料となっております。

それから、その下の特定不妊治療費助成事業ですが、59万6,777円の歳出でした。26年度につきましても、6名の方が申請があり、6名の方に助成をしております。

それから、一番下の任意予防接種町単独助成事業ですが、これにつきましても重点事業に載っております事業です。15万1,000円の支出でございました。これにつきましても、予防接種法に基づかない予防接種ということで、この予防接種を受けることによって高齢者であるとか、それから乳幼児の方が感染にかかると重篤化するということから、高齢者では高齢者肺炎球菌、それから乳幼児ではおたふく風邪、それから水ぼうそうの予防接種を行った方に助成をする計画をしておりますが、昨年10月から高齢者肺炎球菌と水ぼうそうが定期になったということで、町はその定期から漏れた方を対象として助成を行いました。助成内容につきましても、主要事業概要の51ページのところに記載してありますので、ごらんになっていただければと思います。

それから、続きまして106ページ、107ページをお願いいたします。備考の欄の健康づくり推進事業としまして12万円の歳出でした。これにつきましても、健康づくりを推進するための協議会、それから健康増進計画、食育推進計画を作成するに当たっての意見を聴取して計画を策定する機関として、昨年2回ほど会議を設けていろいろ協議をいたしました。

続きまして、4目の保健センター費、一番下なのですが、保健センター管理運営事業といたしまして329万7,478円の支出がありました。主な歳出は、保健センターの吸収冷温水器整備工事費として156万6,000円の歳出でした。これにつきましても、保健センターが昭和59年にできまして、その後平成15年に冷暖房の更新工事を実施したのですが、そこからさらに10年が経過したということから、工事が必要だということになりました。工事費として317万7,720円の交換工事の見積もりをいただいたのですが、ちょっと高額だということで、それを3年計画で部品を交換する工事を計画しました。優先順位を決めて、26年については、業者からの明細によると真空維持ポンプとか溶液ポンプの交換を行った費用となっております。この工事については、既設の設備とのかかわりもあるということから、機械に精通している業者ということで1社の随意契約で工事を行った経緯があります。それから、保健センター事務室のエアコンの取りかえ工事ですが、41万5,087円の歳出でした。これにつきましても、4社の業者から見積もりをとりまして、一番安い業者を選定して行いました。

それから、最後になるのですが、前に戻っていただきたいと思います。前のページの68、69ページをお願いいたします。備考欄の下から2番目の町制施行60周年記念健康づくり事業講演会事業としまして3万円、

講師の謝金でございます。これにつきましては、平成26年に県が発表しました健康寿命なのですけれども、当町はその結果がよくなかったということを受けまして、60周年記念事業に合わせて東洋大学の食環境科学部の教授の佐藤先生をお招きして食を通した健康づくりということで講演をしていただきました。

以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長（今村好市君） 説明が終わりました。

質問に入りたいと思います。各委員さんのほうから質疑ありませんか。

延山委員。

○委員（延山宗一君） 決算書の107ページの上段に健康づくり推進事業ということで12万円。2回の事業をやったということになるのですけれども、板倉町とすると60周年の事業のメインということ、健康づくりをやっているということなののですけれども、このような大事な組織がある割には意外に見えないというか、活動内容がさっぱり見えないのですけれども、その辺についてちょっとお伺いをしたいと思います。

○委員長（今村好市君） 松村係長。

○健康推進係長（松村愛子さん） この健康づくり推進協議会なのですが、町内の各種団体の代表の方であったり、町内学識経験者、それから公的機関では館林保健所、それから東洋大学の先生に入っていて、町の健康づくりということで2回ほど昨年会議を行ったわけです。

○委員長（今村好市君） 延山委員。

○委員（延山宗一君） そのメンバーの選出なり、また人数のほうはどんなになっていますか。

○委員長（今村好市君） 松村係長。

○健康推進係長（松村愛子さん） 委員は12名となっております。中には町内の開業の先生、内科の先生、歯科医、それから館林保健福祉事務所、それから組織である母子保健推進員。

○委員長（今村好市君） 延山委員。

○委員（延山宗一君） そうそうたるメンバーが入っているのですけれども、それについて、せっかくすばらしい組織であるわけなののですけれども、町民にこの事業がさっぱり働が見えないというか、成果が見えないように受けとめられるのですけれども、しっかりとした事業やっていく中で、まずどんな事業の内容で、町民にとってプラスになるような活動をしているのかお伺いしたいと思います。

○委員長（今村好市君） 落合課長。

○健康介護課長（落合 均君） こちらの健康づくり推進協議会、昨年の主な2回の会議の内容なのですが、ちょっと各議員さんにお配りするのが遅れてしまって申しわけございませんでしたが、町で健康増進計画、それと食育増進計画の見直しをいたしました。27年度から8年間の計画ということで、それまでの計画の期間が切れておったものを新たな計画、食育の計画も含めた2次の計画として見直す中で、そういった専門的な立場の委員さんからご意見をいただいて、計画の内容についてご意見を昨年度についてはいただいたという内容でございます。

○委員長（今村好市君） 延山委員。

○委員（延山宗一君） そうすると、計画の内容を確認したということであって、活動にまで至っていないということなのですか。

○委員長（今村好市君） 落合課長。

○健康介護課長（落合 均君）　そうです。実際その計画の中でご意見いただく中で、7月に向こう3カ月のいろんな公民館等の健康づくりの事業も含めたちょっとしたA4の両面の健康づくりのカレンダー的なものをお配りさせていただきました。そういったものも、この計画のリーフレット自体もまた改めまして各ご家庭にお配りさせていただく予定ではあるのですが、そういった各家庭にもっと、では壁に、昔のふるさとカレンダーみたいなイメージで、向こう3カ月ぐらいで壁に張って見られるような、そういうものを各家庭に配って、ではこういったものがあれば参加できるというような、そういったものをつくったほうがいいと思いますよとか、そういったご意見等もいただいた中で検討させていただいたものがあります。また、今年度につきましてもこの会議の予算計上させていただいていますので、これまでの事業の報告とか、また来年度の予算に向けてご意見をいただいとっては考えております。

○委員長（今村好市君）　延山委員。

○委員（延山宗一君）　今の本町の状況からして、非常に健康づくりということで、意外に打ち上げ花火はしたものの末端の動きがさっぱり見えないというか、動けないというか、意外に町民にとっては危機感を持っていないような状況にもあるのかなと見受けられるのです。この資料の中でも健康づくりということのメニュー出して12万円の予算の分使って、やはりそうそうたるメンバーが入って今の事業計画を立てている。ただ、それだけでは絵に描いた餅になってしまうかなと思うのね。ですから、やはり町民一人一人にどういうふう意識を持ってもらうかがまずは大事だと。ということは、今限られた人数で10名ということの発表があったのですけれども、一人でも多くそのメンバーに入っていけばやはりまた意識も変わってくる、ひいては行政区にも1人ないし2人設置して、その人たちから発信していく、やはり健康というものは大事なのだということ再認識してもらうためにも活動をしっかりとやっていくと。課長の説明にもあったのですけれども、1軒1軒例えば配付物をする。ただ、配付物を配付しても使い終わった新聞と一緒に捨てられていってしまう。だから、やはりどうすれば壁にかけて、これやらなくてはとか、例えば記録をしていくとか、そういうふうな配付物でない、ただ配っただけで終わっていってしまう。ただ、表面づらが流れていってしまっ、本当の上辺だけの健康づくりの町というふうになっていってしまうかなと思うのです。だから、今後町にとってもこの組織というものを大事にしていくべきかなと思うのですけれども、しっかりとその辺も事業の中身、配付物にしても対応していかなくてはならないなと思うのですけれども、それについていかがですか。

○委員長（今村好市君）　落合課長。

○健康介護課長（落合 均君）　こちらの協議会と、実際に実践していただく、各行政区とかで実践していただく組織というのは、また別の組織が必要なかなとは考えております。全般的なこちらの組織についてはご意見とかいただく部分と、また実際に各行政区とか、各種団体とか、スポーツ推進員さんとかもいらっしゃいますので、そういったいろんな皆さんに参加いただいた組織というのは、また別の組織というのが必要なかなとは考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（今村好市君）　延山委員。

○委員（延山宗一君）　やるというのは、例えばスポーツ推進員にしてもそうなのですが、だからいろんな町のそういうふうな団体を連携していくということ、これはもちろん必要なことであるのですけれども、この健康づくりの推進協議会ということが発足をしている以上は、やはりこの人たちがメインになって

どういう動きをしていくかと、どういうふうに関民に参加してもらおうかということを考えていかないとだめだと思ふのです。だから、やはりそれぞれの組織なり団体はみんなそれぞれ、例えば今言われたようにスポ担はスポ担なり、例えば指導員なら指導員ということでやっているのかなと思ふのです。だから、やはり若い人から高齢者までいろいろな団体があるわけなのですけれども、それをやはり連携した形の中で活動していくような取り組み、この人たちやっばりメインになってその動きをしてもらうことの大切さというか、重要性でしっかりとこの組織も活動できるのが目に見えるような組織にしていきたいと思っています。

○委員長（今村好市君） よろしいですか。

ほかに。

市川委員。

○委員（市川初江さん） 市川です。よろしくお願ひします。

主要施策の中で51ページの一番下のほうにあるのですけれども、特定不妊治療の助成金事業についてでございますけれども、26年度6名ということで書いてございますけれども、ちょっとさかのぼりまして、24年度から3年間ぐらいのデータがわかりましたら教えていただきたいことが1点。

それと、3年間の中で子供を授かった人が何組いるのかがわかりましたらその件も。

それと、1組当たりどのぐらいの助成金が出るのか、金額を教えてくださいということ。

この周知の仕方はどのような周知の仕方をなさっているのかということで、4点お願ひします。

○委員長（今村好市君） 松村係長。

○健康推進係長（松村愛子さん） 周知の方法につきましては、県にこういった情報が行っていますので、医療機関で情報は得ておりますし、それからホームページにも掲載してあります。

○委員（市川初江さん） 町としては。

○健康推進係長（松村愛子さん） はい、町として。町としてホームページに掲載をし……

○委員（市川初江さん） ホームページだけ。

○健康推進係長（松村愛子さん） あと、ホームページで。それで……

○委員（市川初江さん） 広報とかそういうのは出して……

○健康推進係長（松村愛子さん） 出してないのですが、皆さん来ておりますし、それから中には治療して赤ちゃんを授かった方もいるのですが、しない方もいらっしゃいます。それはそれぞれ皆さん考え方があるのかなと思ひますので。

済みません。過去24名の方が申請をしております。

○委員（市川初江さん） 3年間で。

○健康推進係長（松村愛子さん） はい。10名ほどでしょうか、妊娠された方というのは。この治療受けられて。10名、約10名の方が。

○委員（市川初江さん） 10の方が治療したということですね。

○健康推進係長（松村愛子さん） 24名の方が。延べなのです……

○委員（市川初江さん） 10の方……

○健康推進係長（松村愛子さん） 10名の方が妊娠。延べで。1人の方が、治療なのですが、上限10万円になっておりますので、10万円から、その治療の内容によってですが、さまざま4万5,000円とか、2万2,000円

の助成とか、そういった、2万7,000円ぐらい、その幅はあります。

○委員長（今村好市君） 市川委員。

○委員（市川初江さん） 幅があるということは、その治療の内容によって、何ですか。

○委員長（今村好市君） 松村係長。

○健康推進係長（松村愛子さん） はい、そうだと思います。病院から治療費ということでこちらに領収書と、それから金額を書いた申請書を提出していただくのですが、その中で治療が9万円というものから、高額ですと54万円ほどでしょうか。

○委員長（今村好市君） 市川委員。

○委員（市川初江さん） 不妊治療という結構多額なお金が個人に負担がかかってくるということですので、10万円が上限というのはまだまだちょっと応援するのが少ないかなと女性として思うのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（今村好市君） 松村係長。

○健康推進係長（松村愛子さん） それにつきまして、このほかに県でも治療の内容によっては15万円の助成金が出ています。だから、県の助成と町の助成を合わせて25万円の助成を受けております。

○委員長（今村好市君） 市川委員。

○委員（市川初江さん） では、大体半額ぐらいはいただけるような、多くなれば100万円とか、多額なお金がかかるというのをちょっと聞いているのですけれども、大変子供が欲しくても授からない方が、私もちょっと軒並みに知っているのですけれども、自分の身内にもいるわけなのですけれども、そういう意味では、少子高齢化でございますので、もうちょっと力を入れて町のほうも周知のほうもしていただけたらと思います。

○委員長（今村好市君） よろしいですか。

○委員（市川初江さん） はい。

○委員長（今村好市君） ほかに。

荒井委員。

○委員（荒井英世君） 国保関係ですけれども、17ページ、歳入、上から2段目の赤字補填分がありますよね。8,200万円。この関係ですけれども、これの例えば40ページと42ページ見ますと、40ページで当然保険税が26年度は3,200万円の減ですよ。これ見ますと大体。それで、42ページの保険給付費、これを見ますと12億8,400万円ちょっとで、これが5,000万円ぐらい増えているのです。当然医療が増えて保険税が減っているということですよね。そこの関係なのですけれども、保険税の中で例えば医療分と介護分と支援金分ってありますよね。医療分は当然なのですけれども、介護分がありますよね。その介護分見ますと、例えば8ページと9ページ、一般被保険者の国民健康保険税見ますと、介護納付金が2,000万円ちょっと。収入が。退職者が300万円ちょっとですよ。収入。納付金。保険税。介護分。それ足しても2,300万円ちょっとですよ。恐らく介護分の……では、違うところで歳出の30ページ、31ページ、介護納付金の歳出がありますよね。支出。これ見ますと1億3,500万円ほど出していますよね。恐らくこの1億3,500万円の中に町分も当然ありますよね。この中に一般会計から出している部分が。町分が。この1億3,500万円の中にありますよね。それはどのくらいの数字だかわかりますか。恐らくその辺にかなり、今回の赤字補填分がかなり出ていますけれども、この

介護分もかなり影響しているのかなと思うのですけれども。

○委員長（今村好市君） 高橋係長。

○保険医療係長（高橋徳男君） 先ほどの介護納付金の1億3,500万円の各国とか県とか町とか、あと保険税ですか、この4つのところでその1億3,500万円というものを充てているような形に、財源をですね、充てているような形になると思うのですけれども、一応介護納付金に対して保険税の介護分を徴収させてもらっているのが、まず税のほうで2,400万円ですか、2,465万9,000円を国保税から介護支援納付金のほうに充てているような状況でございまして、国とか県につきましては6,200万円、約ですね、6,226万8,000円です。その以外のもの、これを足しますと実際8,600万円ほどになります。そうしますと、1億3,500万円ですから、それを引かせてもらうと約4,800万円ですか、介護納付金でいきますと4,800万円が介護納付金をまた払えないという状況に、税金の中では払えないという状況になっております。それなので、この4,800万円を要は一般会計の補填から赤字補填で負担をしていただいている状況でございます。

以上です。

○委員長（今村好市君） 荒井委員。

○委員（荒井英世君） ということは、介護納付金の税だけでは基本的に足りないということですよ。基本的に。

○保険医療係長（高橋徳男君） はい、そうです。

○委員（荒井英世君） そうしますと、いずれ広域化されますよね。30年に。医療分の見直しとかいろいろ出てくると思いますけれども、当然この介護分も見直しの中入ってくるのでしょうか。それは今からもう検討しているのですか。

○委員長（今村好市君） 高橋係長。

○保険医療係長（高橋徳男君） この前の一般質問でもありましたけれども、課長から答弁させてもらいましたけれども、まだこちらの率は、県、国の示す標準税率が出てこないで、それに対してうちは分けるという形になるかと思うのですけれども、介護納付金がそれに足りないからということですが、実際これが国とか県がどのぐらいのもので入ってくるかというのわからないところもありますので、それが決まらなないと、ではどのぐらいの個人の方からいただかなければいけないとかというのも出てこないと思いますので、今の段階ではわからない状況です。

○委員長（今村好市君） 荒井委員。

○委員（荒井英世君） ですけども、この前の一般質問の中で非常に3方式という部分が出ましたよね。当然介護分も資産割入っていますけれども、それもやはり検討の中入ってくるのですか。総体的に考えて。

○委員長（今村好市君） 落合課長。

○健康介護課長（落合 均君） 今ご指摘の介護納付金分もなのですが、後期高齢者の支援金分、こちらについても実際は税よりは不足をしております。ということでもございますので、介護納付金分だけでなく後期高齢者の支援金分も医療費の給付費分との割合を見直すというものと、一般質問をいただきました資産割をなくした場合の3方式という、そういったものも総合的に、資産割もなくした場合、それと医療費給付費と介護と後期高齢者の正当な妥当な負担割合を見直した中で税のあり方というのを今後模索していくようになりますが、ちょっとそこら辺が難しいなという部分でございます。

○委員長（今村好市君） 荒井委員。

○委員（荒井英世君） これ基本的なことなのですけれども、国保の関係で、保険税の中で一般被保険者、それから退職被保険者ありますよね。これの人数教えてください。加入者。

○委員長（今村好市君） 高橋係長。

○保険医療係長（高橋徳男君） 国保の加入者の関係なのですけれども、実際一般と退職というのは荒井委員さんにご理解はいただいているような状況で、説明はよろしい、人数だけでよろしいですか。そうしますと、26年度末の状況なのですけれども、一般の方が4,742、退職者の方が308、合計で5,050でございます。世帯のほうで2,624世帯でございます。

以上です。

○委員長（今村好市君） よろしいですか。

亀井委員。

○委員（亀井伝吉君） 済みません。市川委員さんにちょっと付随するかと思うのですけれども、せっかく妊娠しても流産してしまうという方がいらっしゃると思うのですが、そういう方の救済というのですか、その辺は考えていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（今村好市君） 松村係長。

○健康推進係長（松村愛子さん） 不育症治療費助成ということで、ホームページにも載っているのですが、治療した方に対して30万円の助成を行っております。

○委員長（今村好市君） ほかに。

小森谷委員。

○委員（小森谷幸雄君） 健康推進係さんの担当になると思うのですが、この係やっているものについては全て健康づくりの基礎になるものという考え方があるわけですが、その中で法定予防接種と任意予防接種というのがいろいろ報告……こっちの主要政策のほう。ごめんなさい。50ページと51ページ。事業費としますと3,200万円ということでいろいろ書いてあるわけです。特に50ページのほうにつきますと幼児から小学生の低学年まで入るのかな、そういう意味でせっかく該当者、実施人数、実施率というふうなことがあるのですが、ある意味では昨今こういったものを受けないというふうなご家庭で、幼児とか児童の虐待があるとか、そういったものにもつなげて追跡調査をするというふうなニュース等もあるのですが、特に入れてあるところもあるのですけれども、これは高齢者のほうでインフルエンザと肺炎球菌ですか、56%、49%。任意のほうですと20名から4名というふうな形で、実際この該当する人と実施をされた方、これの差がどのくらいあるかちょっとこの表からは読み取れないのですが、そういう部分を含めて予防接種をされなかった方に対する事後フォロー、そういったものを含めて、このご家庭は特に問題ないだろうというふうなことを把握する体制があるかということ大変失礼なのですが、そこまで回数も1回から4回まであるか、ばらつきも多少あるのですが、できればせっかくですので、実施率、そういったものも入れていただいて、予防接種をされなかった方についてはいろいろ事情があると思うのですが、その辺を水面下で追跡調査をしていくと。恒常的に受けない方はおられないと思うのですが、そういう部分を含めて、そういう事態が起こらないような一つの資料にもなり得るのかなという感覚でお尋ねするのですけれども、いろいろ案内が当然行っておられて、いろいろ体調不良とかで受けられないケースもあるのですけれども、そういう部分についてちょっ

とお尋ねをしたいというふうに思いますが、わかる範囲で結構でございますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（今村好市君） 松村係長。

○健康推進係長（松村愛子さん） ここに該当者があって、実施率とあるのですが、済みませんでした。ちょっと幅が広がってしまって、その年度で捉えればいいのですけれども、うまく捉えられなかったのが、ここに入れていないのですが、今回はここに入れておきたいと思ひますし、未接種者につきましては健診やら何やらできちんと接種を進めておりますし、それから年齢がもうぎりぎりという場合で、いつまでたってもなかなか受けないという方については訪問等して確認はしております。それは、乳幼児健診につきましても同様です。必ず健診を受けない理由、それから予防接種も受けない理由というのは確認をしていっております。

○委員長（今村好市君） 小森谷委員。

○委員（小森谷幸雄君） そこまでフォローされて接種を受けない方、特に、来ておられる方はいいのですけれども、そういう形でフォローされていると。そうすると、水面下では基本的には来られているから問題ないだろうと推察ができるわけですが、そういった点ちょっと情報として欲しかったものですから、ちょっとお尋ねをさせていただきました。今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

○委員長（今村好市君） ほかに。

黒野委員。

○委員（黒野一郎君） それでは、松村さんのところのページ数が105、資料のほうが49ページです。内容ですけれども、内容は女性と子どもの健康づくりということで、資料については主ないろんな事業があるわけですが、特に母子保健推進員ですか、一生懸命協力いただいているわけですが、とりあえず母子保健推進員って何人ぐらいいますか。

○委員長（今村好市君） 松村係長。

○健康推進係長（松村愛子さん） 35名。

○委員長（今村好市君） 黒野委員。

○委員（黒野一郎君） 予算的には、ここに書いてあるとおり160万何がしという金額あるわけですが、下に項目で内訳書いてありますけれども、行事も遊びの教室委託料、別で7件ぐらい行事が、年間その教室によっていろいろ違うでしょうけれども、平成26年度やられまして、よかったなとか、いろいろご意見等、行った後のお母さんたちが保健センターでよかったよと、またぜひといういろんな声があると思うのですが、その辺。

○委員長（今村好市君） 松村係長。

○健康推進係長（松村愛子さん） 主観的になってしまうのですが、こういった事業やることで、例えば発達相談というものがあるのですが、今これはばおばおという名称で行っているのですけれども、こういったものも来るときはお母さんも何かすごく不安そうな顔して、子供の発達が気になると言ってくるわけなのですが、先生からお話を一つ一つ丁寧に聞けることによって安心して帰られる、帰るときは何か表情が明るくなって帰っていったかなというところも見受けられますし、それから板倉町の場合は小規模ということで子供の数も少なく、私たちが一人一人の大体子供たちの顔とか名前とか覚えておりますし、来たときには名前

呼んだり、お母さんとも身近で話をしたりすることによって、お母さんも割と相談しやすい機関なのかなということで、割と電話でちょっと言葉のことが気になるので相談に行っているんですけど、今日ちょっとしばらく保健センター行ってないから、顔を見せに行きたいと思うのですが、行っていいでしょうかという、そんな電話もかかってきて、保健センターの今ある位置というのはとってもいい立場で保健センターの活動が行われているかなと思っております。

○委員長（今村好市君） 黒野委員。

○委員（黒野一郎君） 内容の中に遊びの教室の委託料と四角い箱の中に遊びの教室ってありますけれども、これは別か一緒なのか。お願いします。

○委員長（今村好市君） 松村係長。

○健康推進係長（松村愛子さん） この遊びの教室の委託料6万円と遊びの教室は一緒のものでして、この教室を行うに当たって、太田にひまわり学園という障害者の通園施設があるのですが、そこから先生が来てくださって、1時間程度の親子遊びをやって帰っていくわけですが、その中でいろんな親子の観察などできますし、お母さんも子供の発達とか何か気になる中で、ほかのお母さん、ほかのお子さんを見ることによって、ああ、うちの子と同じとか、うちの子ちょっとこの辺が弱いかなとか、何か感じ取れるものがあるかなと思って、この教室はとってもどのお母さんも、就園前のお母さん方は参加して楽しく過ごして帰っていかれます。お母さん同士の輪もでき上がって、今言われる育児不安とか、そういったものも軽減できるかなと思っています。

○委員長（今村好市君） 黒野委員。

○委員（黒野一郎君） 先ほどもちょっと触れたのですが、この終わった後の結果報告というのではなく、アンケートではないけれども、よかったとかという、そういうチラシか何か、とにかくそういうので書いていただいて提出というものはあるのか。そして、ぜひそういったことを含めながら、あるならば次年度にもやはりいい意味の中でこれよりも人数が多く参加できるような、そういったシステムというのか、ものを上げていただいて、平成27年度やると思いますが、つなげていただければと思いますけれども、その辺の。

○委員長（今村好市君） 松村係長。

○健康推進係長（松村愛子さん） お母さん方の聞き取りで終わってしまって、アンケート調査というのはやられていないので、その辺はちょっと今後検討していきたいと思っております。

それから、遊びの教室もできるだけ呼びかけをして参加を促すようにしています。最近では、割ともう2歳児とか、早い子でも1歳か2歳で保育園とか幼稚園とか行き始めているお子さんもいるので、大体行かれていないお子さんはこの教室に参加を促すように心がけております。

○委員長（今村好市君） 黒野委員。

○委員（黒野一郎君） ぜひお願いします。さらにまた奥さん方、若い人たちが多いわけですから、いろんな性格の方がいらっしやると思うので、その辺も配慮していただきながらお願いしたいと思うので。

以上です。

○委員長（今村好市君） 本間委員。

○委員（本間 清君） 在宅福祉推進事業の中の緊急通報装置設置が84件ということありますけれども、私

はまだこの装置というのを見たことないのですけれども、これはただ単純に例えばぐあいの悪くなったお年寄りがボタンを押せば、先ほどのご説明のように消防署へ通報されるということでしょうか。

○委員長（今村好市君） 小野寺係長。

○介護高齢係長（小野寺雅明君） 今のご質問なのですが、本体とペンダント型という両方ありまして、本体のほうを押した場合については通話も、押せばもう消防署に、館林消防につながります。本体を押した場合は、どうされましたという会話もできるのですが、あともう一つ、ペンダント型というのは、押しますとそのまま通報でもう救急車が板倉消防署から来るというような状態になっていますので、もしの場合は押ししてもらえれば救急車がご自宅に来るということになっております。

○委員長（今村好市君） 本間委員。

○委員（本間 清君） そういたしますと、メインスイッチを押せばお話もできるということですね。

それと、その通報が消防署に届いた場合には、もしお話ができない場合でも場所とか、その方のお名前とかすぐにわかりまして、そこへ救急車が駆けつけることができるということですか。

○委員長（今村好市君） 小野寺係長。

○介護高齢係長（小野寺雅明君） まさにそのとおりで、登録するときにもう既にその方の名前、住所、緊急連絡先まで全て消防署にも登録してございまして、誰が押したというのも一目でわかるようになっておりまして、何もしゃべらなくてももう救急が来るということになっております。

○委員長（今村好市君） 本間委員。

○委員（本間 清君） 救急車が来まして搬送された場合のその後の対応というのはどうなるのでしょうか。例えばひとり暮らしのお年寄りですと身寄りの方がいないと、病院行きましても一人しかいないという状態になった場合にはどうなるのでしょうか。

○委員長（今村好市君） 小野寺係長。

○介護高齢係長（小野寺雅明君） 先ほども言ったのですが、緊急連絡先等がもう決めてありまして、そちらに病院からも、救急からも行くような形になっております。本当に誰もいなければ役場の、地域包括とか、こちらに連絡が来ることもあります。今大体本当に身寄りがないという方ではなく、ほとんどひとり暮らしですが、家族はいる方が今のところいますので、そちらの緊急連絡先に行くようになっています。

○委員長（今村好市君） 本間委員。

○委員（本間 清君） もう一つお伺いしますけれども、間もなく敬老の日が来ますけれども、その敬老の祝金ですか、恐らくこれは言うのは私が初めてではないと思いますけれども、年齢によりまして3,000円、5,000円とランクは分かれておりますけれども、以前はたしか5,000円からだと思ひまして、恐らく予算がないということで3,000円に下げられたのでしょけれども、年齢から追っていきまして、もう75歳、80の方に対して3,000円というのはいかにも少ないかなと思います。その年齢層がかなり多くて予算が出ないということになるのでしょけれども、仮に5,000円としましても260万円ぐらいのプラスで5,000円にできますので、一律5,000円ぐらいのことにしていただきたいというのはちょっと行き過ぎでしょうか。

○委員長（今村好市君） 小野寺係長。

○介護高齢係長（小野寺雅明君） 敬老祝金につきましては、事務事業評価でも、昨年度になってしまうのですが、いろいろと検討しまして、実際平成15年までが5,000円と1万円ということだったのですが、16年に

見直しがございます、現行と同じ3,000円と5,000円に変わりました。金額的には少ないのですが、板倉町の場合は毎年配ってというか、支給しておりますので、ほかの市町村だと喜寿とか米寿とか、そういう節目節目にしか配っていないところも多いということもありまして、うちの町につきましては75歳になると亡くなるまで毎年もらえるということでご理解いただければなというふうに思っております。

○委員長（今村好市君） 本間委員。

○委員（本間 清君） お金のことで、ない袖は振れないと言われればそれまでなのですが、ないよりはましということで、今日のところは納得いたします。失礼しました。

○委員長（今村好市君） ほかに。

針ヶ谷委員。

○委員（針ヶ谷稔也君） 本間委員のほうとちょっとかわりもあるのですが、敬老祝金の関係で、各小学校の運動会を利用して敬老祝金の贈呈式等の計画が……やらないのですか。

〔「民生委員が配っているんですよ」と言う人あり〕

○委員（針ヶ谷稔也君） では、ほかに緊急通報装置、今本間さんのほうからあったのですが、これというのは全額控除というか補助なのですか。自己負担金があるのですか。

○委員長（今村好市君） 小野寺係長。

○介護高齢係長（小野寺雅明君） 通話料は自己負担なのですが、そのつけることの工事とか、お貸しをすることになるのですが、そちらは無料ということになっております。

○委員長（今村好市君） 針ヶ谷委員。

○委員（針ヶ谷稔也君） それと、もう一点は女性の、女性というか子供、結婚して妊娠をして出産に至るに当たって、この地域の問題としてかかる病院が非常に少なくなっているという、私が板倉町に来てからも2カ所ぐらい病院が減っているような状況にあるものですから、なかなかそこを板倉町独自で環境改善するというのは非常に難しいことかと思うのですが、その辺の取り組みについて、もし何かありましたらお聞かせいただければありがたいのですが。

○委員長（今村好市君） 松村係長。

○健康推進係長（松村愛子さん） 医療機関の例えば厚生病院に産婦人科をまた再開してとかということはちょっと私のほうではあれなのですが、妊婦健診の関係では、群馬県内、館林、あと県内は相互乗り入れということで、どこの医療機関にかかっても、県の医師会というか、館林邑楽医師会とか県の医師会に入っている先生方で受診をすれば、こういう母子手帳と一緒に受診券という一部町が負担する補助券があるので、それを持って行ってもらえればどこでもかかれますし、それから町としては県外の医療機関とも妊婦さんが余り不便を感じないようにということで委託契約を結んで、その受診券が使えるような方策をとっております。

○委員長（今村好市君） 針ヶ谷委員。

○委員（針ヶ谷稔也君） それにしても一番近いところでもやはり車で30分近くかかってしまうということで、夫婦間で時間が合えば付き添いで運転してやる、特に臨月近くなって一人でやっぱり車を運転して受診をするというのは家族も不安ですし、本人にも不安が出るかと思うのですが、その辺をやはり軽減していくためにはなかなか、さっきも言いましたけれども、病院1個持ってくるしか、産婦人科のある病院持

ってくるしか解決方法はないかと思うのですけれども、近くのこちらでいうと厚生病院さんなんかには何か意見書等を上げて住民の要望として上げればそういう産婦人科等をもう一回考えてくれるようなという、そういうような方向性というか、方法的なものというのはいかなるのですか。

○委員長（今村好市君） 医療事務組合の市川委員さんにちょっと、ではその辺は。厚生病院ということになれば。ありますか、何か。

○委員（市川初江さん） そうですよ。針ヶ谷委員のおっしゃるとおりなのですから、やはりこれは大分前からもう大きな問題になっておまして、館林医療組合もしっかり取り組んでいるわけですから、なかなか医者不足で進展しないところがあるわけです。ということでいろいろ考えまして、先ほどご説明しましたけれども、そういう券を出してやはりどこでもかかれるようにとか、医療は連係プレーでここで、館林できなくても近隣の本当に30分以内で行かれるようなところでちゃんと対応できるようにという、妊婦だけでなくほかの病人もそのようになっております。

以上です。

○委員長（今村好市君） 青木委員。

○委員（青木秀夫君） 厚生病院の産婦人科にしても小児科にしても、もうやっているわけです、陳情だとか。小児科なんかで板倉町でも全国から陳情を何かとったことありますよね。それで、館林の医療組合の市長が代表して陳情に行った。形だけ。全然効果はない。だから、今絶望の境地ね。ない物ねだりで、特に産婦人科とか小児科とかというのは医療業界の3K職場とかといって、なり手がなくて、もうどんどん全国的に悪化して、館林だけではなくて県内の病院も、とにかく供給源の群馬大学の医学部に医者がないのですから。研修医なんていうのは、10年前までが毎年80人か100人ぐらいいたのが、最近では二十何人ぐらいしか残らない。だから、産婦人科だけではないのだよ。ほかの科も、整形外科も内科もみんな足りないで、とにかく絶望状態というか、諦めの境地というふうなので、それは形だけ、それは言われれば全力で努力しますとかって言っているけれども、厚生病院なんかだって何か群大だけでは医者の確保は難しいから、いろんな大学へ出向く職員を専任のスタッフを置くなんていったって、名刺持って職員が1回ぐらい行ったって誰も門前払いで、それ終わりで、2回と行かないのです。だから、そういう状況続いているので、極めて暗いやね。だから、30分あれば佐野でも足利でも古河でもこの辺の行けるから、考えによっては個人個人が対応していくしかないというのが今のところは。何かうわさによると館林にできるような話もあるよ。助産所をつくるなんていう話があったのよ。つくるなんて。今村さんも知っていたけれども。だけれども、やる気ないので、厚生病院が。何かいろいろあるらしいのです、裏が。それはいいとして……

○委員長（今村好市君） 医療事務組合も、さっき言ったようにそういう要望だとか陳情だとか要請は医療事務組合としては執行もいたしてやっています。なかなか進まないという状況です。

では、それは行政側の説明同じだと思うので、よろしいですか。

[「はい」と言う人あり]

○委員長（今村好市君） ほかに。

青木委員。

○委員（青木秀夫君） さっきの病院の話は松村さんは知っているのだろうけれども、言いにくいから、ぼかして言っているだけで、絶望だなんて言ってしまうとまずいから、それくらいよく皆さん知っているのだ

ろうけれども、言いにくいから言わないだけで、全力を尽くして頑張っていますと言うしかないのです。

それで、私、後期高齢者の医療保険のことちょっと聞きたいのですけれども、今度は国保が県内統一されるということでもう決まったのでしょうかけれども、保険料については県下一律ではなくて、段階的に一律にしていくというような話も聞いたのですけれども、そうなのですか、まず。1点。国保の。

それで、付随的に聞きたいのは、では後期高齢医療保険のはこれ県一本化されているのですけれども、この保険料というのは県内基準は一律なのですか。

○委員長（今村好市君） 高橋係長。

○保険医療係長（高橋徳男君） まず、後段の後期高齢の保険料の関係ですけれども、4万3,600円という形で群馬県に住んでいる方、資格のある方については今一律、均等割で4万3,600円という形になっておりまして、それプラス……

[「所得割」と言う人あり]

○保険医療係長（高橋徳男君） はい、所得割の8.6でしたっけ、それを掛けるような形になっております。

○委員（青木秀夫君） 所得割は8.6。

○保険医療係長（高橋徳男君） 8.6です。

○委員（青木秀夫君） では、いいです。後期高齢者は県内で一律ね。なっているわけね。

○保険医療係長（高橋徳男君） はい。

○委員（青木秀夫君） 国保はならないのでしょうか、まだ。当面は。段階的に一本化するだろうということ。それまだ決定していない。この間の説明だと、組織は一体化するけれども、保険料は各自治体が今のまんまの保険料で、それで段階的に一本化していくというふうなこと聞いたのですけれども、そうではなかったですか。

○委員長（今村好市君） 高橋係長。

○保険医療係長（高橋徳男君） 先ほど国保のほうにつきましての保険料のもそうなのですから、町と群馬県で今後、平成30年度から広域化として運営していくという形なのですから、保険料につきましては、保険料率の決定と賦課と徴収につきましては町でございます。

○委員（青木秀夫君） それはわかったけれども、一律かと聞いているのだよ。

○保険医療係長（高橋徳男君） その一律というのは、各町がということですよ。各……

○委員（青木秀夫君） 板倉町も前橋市も……

○保険医療係長（高橋徳男君） それは違います。

○委員（青木秀夫君） 違うのでしょうか。

○保険医療係長（高橋徳男君） はい。

○委員（青木秀夫君） 後期高齢者で一本化なのでしょう。

○保険医療係長（高橋徳男君） そうです。

○委員（青木秀夫君） だから、それでいいんですよ。それで、ではこの後期高齢者の負担の割合なのですから、先ほどそれは被保険者の本人が負担するのは4万何がしとプラス所得の8.6%で、上限が57万円で打ち切りと、1億円ある人でも57万円だということなのでしょうけれども、この後期高齢者の負担割合というのは、これどういうふうになっているのですか。例えば、割合ですよ。国、県、町、被保険者、4本立て

でやっているのでしょうか、これ。それで、町の負担が1億3,500万円だっけ、1億2,300万円だっけ、後期高齢者の医療の負担分は。ところで、この後期高齢者というのは、何回も聞いているのだけれども、頭の中忘れてしまうのだけれども、被保険者って何人いるのですか、これ。

○委員長（今村好市君） 高橋係長。

○保険医療係長（高橋徳男君） 後期高齢者、今年の3月31日現在で1,992人でございます、75歳以上の方と、あと実際、さっき見たのですけれども、37名の方が65から74歳の方で、ある一定の障害を持っている方も入ってきますので、その……

[何事か言う人あり]

○保険医療係長（高橋徳男君） はい。

○委員（青木秀夫君） 2,000人近くいて、板倉町の負担分というのが、あれ1億2,300万円だっけ。

○保険医療係長（高橋徳男君） 主要事業のほうの44ページのほう今見ていただいて話いただいていますか。

○委員（青木秀夫君） うん、これで見てもいいし、どこでもいいのだけれども。どっちでもいいのだけれども。

○保険医療係長（高橋徳男君） こちらのほうでいきますと、後期高齢者医療の事業が1億6,536万8,272円という形のを一般会計では支出しているという形になります。

○委員（青木秀夫君） いや、私が言っているの違う。

○保険医療係長（高橋徳男君） そこではないのですか。

○委員長（今村好市君） 青木委員。

○委員（青木秀夫君） 私が聞いているのは、後期高齢者医療保険というのは県で一本化しているわけでしょう。その負担金の負担するのは、市町村が負担する部分と国が負担する部分と県が負担する部分と被保険者が負担する部分と4本立てでやっているのでしょうか。

○保険医療係長（高橋徳男君） はい、そうです。

○委員（青木秀夫君） 被保険者で負担する部分が、板倉町で送っているのが幾らだっけ。

○保険医療係長（高橋徳男君） 保険料50%。残りの50%を……

○委員（青木秀夫君） そうではなくて、1億2,479万7,000円だ。これは保険料分でしょう、板倉町が送っているのは。そのほかに板倉町から、後期高齢者と保険からではなくて、一般会計から拠出しているのがあるでしょう。1億2,300万円だか何か。あるでしょう。

○委員長（今村好市君） 高橋係長。

○保険医療係長（高橋徳男君） 納付金のこと言っているのだと思いますが、決算書の後期の13ページを見ていただいているのだとは思いますが、後期高齢の決算書の13ページを見ていただいているのですか。

○委員（青木秀夫君） 違うよ。一般会計だから。

○保険医療係長（高橋徳男君） 一般会計がそのまま後期のこっちに、後期のほうに飛んでくるような状況ですが、今見ていただいているのは、では一般会計の歳入を見ていただいているということですか。歳出ですよ。

○委員長（今村好市君） 全体医療費の中のさっき言ったように町の分、県の分、国の分が幾らですかということなのでしょう。

○委員（青木秀夫君） 言葉は納付金でも負担金でもいいのだよ、何だって。要するに後期高齢者医療保険というのは県で一本で会計やっているわけでしょう。

○保険医療係長（高橋徳男君） はい。

○委員（青木秀夫君） そのお金の原資は、国の負担金がどれだけ入っているのか、県の負担金が幾ら入っているのか、市町村のが幾ら入っているのか。市町村の場合は市町村でまた分担するのでしょうか。前橋市がどれだけ、板倉が、板倉が1億二千何百万円出ているではないですか。

○委員長（今村好市君） 高橋係長。

○保険医療係長（高橋徳男君） 後期高齢の半分について、50%につきましては個人の負担というのはご理解いただいている、その残りの50%が町と県と、あと国ですか、の各割合だということだと思えるのですけれども……

[何事か言う人あり]

○保険医療係長（高橋徳男君） 財源ですよ。

○委員（青木秀夫君） うん。

○保険医療係長（高橋徳男君） 財源ということで、後期高齢の例えば1万円あるとしたら5,000円は個人、残りの5,000円は国と県と町で負担しているというところで、要はその国と県と町の負担が何%かということによろしいのでしょうか。

○委員（青木秀夫君） 私そんな細かいこと言っていないではないの。後期高齢者医療保険というのが幾らあるか知らないよ。500億円だか1,000億円なのだか。県の。一本化なのだから。相当金額いつていると思うのだよ。1,000億円いつていないかな。では、後期高齢者医療保険というのは収入支出幾らになっているの、全体の。持っているのでしょうか、県の。

○保険医療係長（高橋徳男君） 今手元のほうに群馬県内の決算書を今日持ってきていないので、今ここでは……

○委員（青木秀夫君） 1億2,300万円と400万円と数字が似ているから、これ混同しているのだよ。私が言っているのは、後期高齢者で保険を集めるでしょう、被保険者から。8,800万円から入っているのではない、これ。収入が。それで、その中から、いわゆる今言った納付金というのは、これ1億2,479万7,000円。これ納付しているのでしょうか、県に。そのほかに一般会計から、そこ載っているのではない、これ。探るのが探せない、慌ててしまって。

○委員長（今村好市君） 高橋係長。

○保険医療係長（高橋徳男君） 理解しました。申しわけなかったです。理解しました。質問のほうを理解しました。申しわけないです。まず、一般会計の91ページなのですから、91ページの後期高齢医療事業のところでは1億2,317万9,139円を負担金で一応出している。それ以外に町に繰出金として……

○委員（青木秀夫君） いや、ちょっと。それはいいよ。その話は。そんなの聞いていないのだから。県の後期高齢者医療保険にこれ負担金が1億2,300万円出ているのでしょうか。私が聞いているのは、それで市町村はどれだけ負担しているのと聞きたいわけよ。後期高齢者の分を。例えば1,000億円のうち250億円負担していれば4分の1ですよ。500億円だったら、何だ。幾らだか知らないけれども。125億円になるのか。そのうちの1億2,300万円が板倉に来ているのでしょうか、これ。負担が。割り勘で。割り勘というか、人口割か何か

で前橋市は幾ら、太田市は幾ら、館林は幾ら、板倉は幾らというふうに来た板倉分が1億2,300万円なのでしよう。だから、それはわかっているのだ、これ。だから、市町村は全体の中のどれだけ負担しているのかと言っているの。国の負担分がどれだけ、県の負担分がどれだけ、市町村がどれだけ、個人の被保険者の負担分がどれだけというそれ聞いているのです。

○委員長（今村好市君） 高橋係長。

○保険医療係長（高橋徳男君） 先ほど申し上げました群馬県の全部のどれだけのかかった費用というその資料を今日持ってきていないので、それが何割というのは今ここでは申し上げられ……

[何事か言う人あり]

○保険医療係長（高橋徳男君） 割合というのが実際何%というよりも、かかった費用に対して、去年の実績に応じてある程度広域のほうでこれだけ納めてくださいというのが実際決まっております。決まっています……

○委員（青木秀夫君） 割合が決まっているから、そういうふうに来るのだろうが。かかった金額に後で年度で精算して。細かい金額。

○委員長（今村好市君） 高橋係長。

○保険医療係長（高橋徳男君） 75歳以上の方が前年度、前々年度に恐らく病院とか行ってどれだけかかったかという費用が発生するかと思うのですけれども、その費用に対して幾らという形の同じ率になっています。その率がちょっと今では、ここではちょっと出せませんので、その率は全部同じ率になっています。そして……

○委員長（今村好市君） では、その仕組みね。仕組みを後できちんと整理して出してください。個別の金ではなくて、全体の仕組み。

○委員（青木秀夫君） そうそう。全体ので、金額ではないの。割合を言っているの、今言ったとおり。この後期高齢者医療保険というのは、恐らく4本立てでやっているのだと思うのだよ。国の負担分が後期高齢者医療保険に来ると、県の負担分が来ると、市町村の分が来るの。その市町村が群馬県の市町村分をみんなで割り振ったのが、板倉町が1億2,300万円割り勘でそれ払っている。それと、被保険者の高齢者が負担している部分があるわけでしょう。割合が決まっているのだよ、これ。後期高齢者の人は、普通の人は窓口でなおかつ1割負担するのでしょうか。窓口で。

○保険医療係長（高橋徳男君） いいですか。また……

○委員長（今村好市君） はい。

○保険医療係長（高橋徳男君） 後期のほうは、実際かかった費用を全部とりあえず何%という、実際決算の状況は、100万円かかればその100万円のを全部板倉町のほうからもらうという形になっております。それを翌年度、27年度に精算をして、それを多ければ返す返さないという話になっているので、それは青木委員さんおわかりだと思うのですけれども……

[何事か言う人あり]

○保険医療係長（高橋徳男君） 割合だけはちょっと……

○委員長（今村好市君） あしたまた委員会開くから、その辺ちょっと整理してやってください。ほかに。

島田委員。

○委員（島田麻紀さん） 島田です。健康推進係に参考までにお伺いしたいのですけれども、子宮がん予防のワクチン、ちょっと名称はつきり覚えていないのですけれども、これまだ廃止にはなっていない、任意での接種となっていると思うのですけれども、26年度はこれ受けた方というのはいらっしゃるのでしょうか。

○委員長（今村好市君） 松村係長。

○健康推進係長（松村愛子さん） 子宮頸がんワクチン予防接種なのですけれども、これ定期的になっているのですけれども、ちょっといろいろ接種後の副反応が言われているので、見合わせ、積極的な勧奨は見合わせになっているのです。そんなわけで、26年度は接種した方はいなかったのです。やはり保護者の方もちょっといろいろ不安を感じているようですし、こちらもあえて勧奨はしておりませんので、昨年度はゼロでした。

○委員長（今村好市君） 島田委員。

○委員（島田麻紀さん） 一応定期予防接種になっているということは、案内とかは皆さんには行っているのですか。

○委員長（今村好市君） 松村係長。

○健康推進係長（松村愛子さん） 見合わせ中ということで、積極的な勧奨は見合わせ中ということですので、ご案内も今はしていないところです。

○委員長（今村好市君） 島田委員。

○委員（島田麻紀さん） では、その中でも受けたいとおっしゃる方は保健センターに行って手続をして受けに行くという形になるのですか。

○委員長（今村好市君） 松村係長。

○健康推進係長（松村愛子さん） そうです。来ていただいて、予診票をこちらで発行しますので、それを持って医療機関で受けてもらうということになります。

○委員長（今村好市君） ほかに。

小林委員。

○委員（小林武雄君） 主要施策のほうのページで42ページ、老人保護事業の関係なのですが、老人クラブ、昔は何かこれ全行政区でやったような気がしたのですが、今19クラブということで、何か最近聞きますと老人クラブの数も減ってきているし、あと会員数ですか、それ自体も減っていると。だから、その辺は入る魅力がないというか、何か原因があるのでしょうか。ちょっとお聞きしたいのですが。

○委員長（今村好市君） 小野寺係長。

○介護高齢係長（小野寺雅明君） 老人クラブですが、確かに25年度は20あったのですが、ここでも1個減りまして、26年実績で19となっております。逆に27年度も1個減りまして、今度18となっております。その減ったところとところで事情はあるのだと思いますが、会員の減少、あとは会長になかなかってくれる人がなくて、そのまま会長がかわるタイミングでなくなったりと、いろいろな原因、詳しい原因まではちょっと把握はしていないのですが、確かに今減少をしているということは事実です。

○委員長（今村好市君） 小林委員。

○委員（小林武雄君） その辺のところは、行政としては会長、特にうちのほうもそうなのですが、会長が

かわるタイミングで会がなくなっていくというところやはり聞いているのです。その会員になって、結構若い人がやはり会長になるというのかな、結構傾向的には、70ぐらいの人が入りますよね。そうすると、すぐ会長とかそれに持っていくような形で進めているので、その辺のところを行政のほうか、もしくはその地域地域で人選するのは大変かと思うのですが、その辺のフォローか何かをしていけば、地元の老人の方が一番集ってコミュニケーション図っていかないと、長生きというのではないけれども、生きがいがないとやはり健康に長生きできませんので、特にこの辺の外部的な働きかけをしてもらえればと思うのですが、その辺のところをちょっと手加えればと思うのですが。

○委員長（今村好市君） 小野寺係長。

○介護高齢係長（小野寺雅明君） 確かに個人個人で65または70になって、もう個人個人で趣味を持って、中にはゴルフ行ったりとか、そういうふうにやっている人もいて、新しい加入者が減っているのだと思いますけれども、そこら辺も社会福祉協議会と一緒に検討しながら、できるだけ減っていかないにはどうしたらいいかなという検討もしていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（今村好市君） 小林委員。

○委員（小林武雄君） この老人クラブ、補助金は大体10万円前後ですよね。各単位に出すのは、恐らくそんなに活動はしていないので、金額的には問題ないかと思うのですが、各単位の活動の費用というのは大体把握していますか。総合でもいいですけども。

○委員長（今村好市君） 小野寺係長。

○介護高齢係長（小野寺雅明君） 詳しい資料は今持っていないのですが、補助金の申請をしてもらうときに実績報告みたいな形で幾ら使って、そのうちから実際に補助になる部分というのと、あとはならない部分という2通りありまして、そこら辺、実際の使った金額、町としましては、町と県で出しているのですが、町独自でも少しは出しております。27年度に関しましては、減ってきていることもありまして、町が1人当たりに出している金額についても少し、280円から今度350円というふうになんてちょっと上げてはありますが、そのような状況に、そこまで足りないという話はまだ聞かないのですが、そのような状況になっております。

○委員長（今村好市君） 事業内容。どんな事業やっているか。

○介護高齢係長（小野寺雅明君） 事業内容。全体で、老人クラブ全体、個人個人の老人クラブですとちょっとわからないのですが、全体としましては輪投げ大会という大きな大会がありまして、あとそのほかに、実際あしたの予定だったのですが、グラウンドゴルフ大会というのが町を挙げての老人クラブの事業となっております。

○委員長（今村好市君） 小林委員。

○委員（小林武雄君） そうしましたら、今後のことなのですが、やはり地元で民生委員とかおりますので、民生委員の方と老人クラブの会長さんとか役員とか含めて地域の活動を活発にしてもらえますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（今村好市君） 何かありますか。

落合課長。

○健康介護課長（落合 均君） 老人クラブとあわせまして、介護保険事業でコミュニティーサロンという

やはり高齢者の方の集まっていたりとか、健康づくりとか、そういった場面でも大変有効な機会だと思いますので、そういった面でもまた取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（今村好市君） ほかに。

〔「それと、よろしいですか」と言う人あり〕

○委員長（今村好市君） はい。

○健康介護課長（落合 均君） 先ほどの青木委員さんからの負担割合でちょっと、ざっとで口頭で申しわけございませんが、大きく分けまして公費で負担する分と、それと保険料で負担する分ということで半分半分、5割5割という形になります。公費の5割分につきましては、国が4、県が1、町が1ということで、公費の5割のうちの6分の4を国が負担して、県と町が6分の1を負担します。残りの全体の半分、5割のうちの中の1割を高齢者の方の保険料で負担をいただきます。残りの4割分については若い方からの高齢者への後期高齢者制度の支援金ということで負担いただいて、個人の負担、保険料1割と若い方からの支援金の4割を足して半分の5割と、残りの半分、公費分として5割の中の内訳が国が6分の4、県が6分の1、町が6分の1ということで全体10割という負担割合という考え方でございます。

○委員長（今村好市君） 青木委員。

○委員（青木秀夫君） うん、わかった。公費で2分の1ね。それで、保険のほうは2分の1だけれども、後期高齢者はその2分の1のうちの1割だ。2分の1の1割ということは5%ということだな。そういうことでしょう。あと45%をいろんな保険組合が負担するのだ。民間の何とか健康保険組合とか、板倉町の国民健康保険とか、そういう保険者が……そういえばそれで取られているよな。支援金分として国保で。それで取られている。それで、私が一番聞きたかったのは、この後期高齢者の被保険者の負担分、4万何がしというのがあるでしょう。基本料。あれというのは、値上げなんかここ何年かなくてないの。今後値上げするとか、そういう話、動きない。

○委員長（今村好市君） 落合課長。

○健康介護課長（落合 均君） 前回の……今年度、昨年、26、27の改定の際もやはり向こう、2年ごとに見直しを行うものですから、今後国で基準となる数字のほう示された後に各都道府県で算定をするわけですが、まず向こう2年間の収入の見込みを立てます。それと、やはり値上げをしてくれています。平成24、25が4万2,700円から26、27は4万3,600円、900円均等割を値上げをさせていただいて、所得割につきましても8.48%から8.60%、0.12%の引き上げをさせていただきました。ということですので、向こう2年の医療費の見込みと歳入、それと基金がどれぐらいあるか、そこら辺によってまた28、29の保険料のほう算定をさせていただいて、年明けになって額が示されるような形になると思います。

○委員長（今村好市君） 青木委員。

○委員（青木秀夫君） 私が聞きたいのはそこなのだよ。それ聞きたかったのだよ。消費税を上げて医療とか福祉に配分するのだ、するのだと言いながら、介護保険料上げたり、こういう後期高齢者の医療費も知らず知らず少しずつ、900円なんていうとわからないような金額だけれども、上げていく。それと、所得のある人は取ったっていいと思うのだよ。そういう人は。これ見ると2,000人で8,000万円しか収入ないのだから、ほとんど均等割しか払っていないということだな。大体、2,000人いて、板倉町の後期高齢者の被保険者の保険料って八千何百万円と載っていたよね。ということは、大体均等割の人が多いということなわけだ。だか

ら、均等割少しずつ上げていくとその人らが負担する、2年に1回改定して上げていくということになってしまうのでしょうか。板倉町が騒いだって、それが抵抗したってどうにもならないのだろうけれども、その現実知りたかったのです。わかりました。

○委員長（今村好市君） よろしいですか。

○委員（青木秀夫君） はい。

○委員長（今村好市君） ほかになければ。ないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（今村好市君） なければ、本日の委員会については終了したいと思います。

健康介護課につきましては、大変長い間お疲れさまでした。お世話になりました。ありがとうございました。

○閉会の宣告

○委員長（今村好市君） それでは、今日の全ての委員会の審議についてはこれで終了いたしたいと思います。

大変お疲れさまでした。

閉 会 （午後 3時08分）